

令和5年度
第2次相模原市
消費生活基本計画
年次報告書



相模原市
消費生活総合センター
令和7年1月15日

はじめに

近年の急速なデジタル化の進展による流通形態の変化や決済手段の多様化は、新たな商品やサービスを生み出し、消費行動に多くの利便性向上をもたらしました。

一方で、インターネットの利用やオンライン取引による契約トラブルの増加、悪質商法の多様化・複雑化などから、これまでに想定されなかった消費者問題が年齢を問わず発生しております。

特に、令和2年度以降は、「新しい生活様式」への対応が求められ、巣ごもり需要の増加等を背景に、インターネット通販やオンラインゲーム等のトラブルに関する相談が多数寄せられているのが実情です。

こうした中、本市では令和2年3月に策定した「第2次相模原市消費生活基本計画」において、「消費者の安全の確保」や「消費者被害の救済体制の強化」の基本施策を軸に、「新しい生活様式」や「デジタル技術の発展」など、消費者を取り巻く環境の変化に対応するため、本編を補足する別冊として、「第2次相模原市消費生活基本計画別冊（改定）」を令和6年3月に策定し、消費者としての権利の確立や自立の支援及び安全で安心できる消費生活の実現に向けた事業を推進しております。

本報告書は、本市における消費生活をめぐる現状や基本計画に掲げた各種施策の実施状況について、取りまとめたものです。

令和5年度には「第55回みんなで考えよう消費生活展」の実施をはじめ、ラジオ放送等により高齢者への見守り支援を呼びかけたほか、消費生活相談員や見守り支援の体制確保を見据えた新たな試みとして、消費者問題教養セミナーを開催し、自立した消費者の育成に取り組みました。

これからも、消費生活相談のDX化のほか、国民生活センター等の専門機関や関係団体、事業者の皆様との連携を強化して、誰もが安全で安心して暮らせるまち相模原の実現を継続的に目指し、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現に向けて取り組んでまいります。

令和7年1月

相模原市長 本村 賢太郎

目次

第1章 第2次相模原市消費生活基本計画の概要

1 計画の基本	1
2 計画の位置付け	1
3 第2次計画の期間	1
4 第2次計画の体系	1

第2章 消費生活をめぐる現状

1 令和5年度における消費者問題の傾向と国の取組	5
2 相模原市における消費生活相談の現状	5

第3章 令和5年度消費生活に関する施策の実施状況

1 主な取組状況と課題	9
2 事業実施状況	16
3 実施状況一覧	18

第1章 第2次相模原市消費生活基本計画の概要

1 計画の目的

市民の消費者としての権利の確立と自立を支援するとともに、市民が安全で安心できる消費生活を確保できるよう、消費生活に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

2 計画の位置付け

消費者問題の複雑化・多様化を受け、消費者行政の一層の充実を図るため、平成21年に制定した相模原市消費生活条例（平成21年相模原市条例第65号）第9条に基づき、平成24年3月に、本市における初めての消費生活基本計画（以下「第1次計画」という。）を策定しました。

第1次計画は、新・相模原市総合計画の部門別計画に位置付けられており、あわせて消費者基本法（昭和43年法律第78号）に定められている地方公共団体の責務（社会的、経済的状况に応じた消費者政策を推進する責務）を果たすもので、平成24年度から令和元年度までの8年間を計画期間（平成27年度に中間改訂）として実施しました。

「第2次相模原市消費生活基本計画」（以下「第2次計画」という。）は、第1次計画の計画期間の終了に当たり、第1次計画の理念と方針を継承しつつ、社会の変化に対応した新たな取組を加え、令和2年度からの8年間の施策を示すため策定しました。

令和5年度は、第2次計画の策定から4年目の中間見直し年度であったため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やデジタル技術の高度化などの社会環境の変化、民法や消費者契約法等の改正といった国の動向を踏まえ、消費者の利益の擁護及び増進並びに消費者の自立支援の更なる推進に向けて、第2次計画を改定し、その本編を補足する別冊として作成しました。

3 第2次計画の期間

令和2年度から令和9年度までの8年間

4 第2次計画の体系

（1）基本施策と具体的な施策

消費者を取り巻く環境は、高齢化の進行や情報化・国際化の進展により急速に変化しています。悪質商法をはじめとする消費者問題は社会情勢の変化に応じて生じるため、消費者行政における施策は最新かつ柔軟な対応が求められています。

そのうえで、自立した消費者の育成や消費者被害の防止体制の整備など、着実に取り組む必要があることから、次に掲げる5つの基本施策を設定します。

また、基本施策ごとに取り組むべき具体的施策（16項目）を設定しており、これらの対象となる個別の事業について、実施状況を確認し、評価を行います。

①基本施策Ⅰ 「消費者の安全の確保」

消費者の安全・安心と自主的かつ合理的な選択の機会を確保するために、身近な生活用品、食品等に対する調査を実施し、原材料、含有成分、使用上の注意、内容量等の表示及び計量の適正化に向けた指導及び啓発を継続するとともに、不適正な取引行為を行う事業者への指導等の実施のため、昨今の多様化・複雑化する消費者問題に対する調査・研究をより一層推進します。

具体的施策

- 施策1 商品・サービスの安全性の確保
- 施策2 食の安全性の確保
- 施策3 住まいと居住環境の安全性の確保
- 施策4 消費者取引の適正化
- 施策5 表示の適正化
- 施策6 計量の適正化

②基本施策Ⅱ 「消費者被害の未然防止と救済体制の強化」

消費生活相談員の確保による相談体制の強化を図るとともに、多様化・複雑化する消費者トラブルに対応できる消費生活相談員の能力向上に係る取組を推進します。

また、国との積極的な連携により、消費生活相談のDXの推進による相談体制の構築及び相談機能の充実を図ります。

さらに、関係機関との情報交換や迅速な情報提供による被害の未然防止と救済体制の強化を図ります。特に、消費者被害に巻き込まれやすい高齢者や障害者に対しては、相談に繋がっていない事案が多く存在することが想定されることから、地域包括支援センターなどをはじめとする関係団体と連携した双方向の情報共有が行える『見守りネットワーク』体制の構築を図ります。

具体的施策

- 施策7 消費生活相談の充実
- 施策8 消費者被害の未然防止と救済

③基本施策Ⅲ 「消費者教育の推進と情報提供の充実」

自分自身の消費行動が社会に及ぼす影響や、主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解し、自主的かつ合理的な判断や選択がで

きる自立した消費者を育成するため、デジタル技術等を活用した啓発の実施に加え、学校や地域主催事業などへの講師派遣等により消費者教育を推進するとともに、消費者教育又は消費者をサポートする役割を担う人材を育成することで、学校や家庭、地域など様々な場面において消費者教育や啓発を行う機会の拡充を図ります。

特に、成年年齢の引下げにより成人となった18歳、19歳及び18歳を迎える高校3年生などの消費者被害拡大防止のため、学校や市教育機関等と連携した消費者教育や金融教育の推進を図るとともに、PTA等を通じた保護者に対しての消費生活出前講座の実施及び若者に届きやすいツール等を使用した啓発を実施します。

具体的施策

- 施策9 ライフステージ別の消費者教育の推進
- 施策10 消費者教育の担い手の育成
- 施策11 消費生活情報の提供・啓発

④基本施策Ⅳ 「環境に配慮した消費行動の促進」

多様化・複雑化する環境問題への対応が喫緊の課題となっている中、消費者が、自らの選択が環境に及ぼす影響を自覚する必要があります。

特に、本市においては、令和2年9月の「さがみはら気候非常事態宣言」において、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す決意を表明し、市民一人ひとりの脱炭素型ライフスタイルへの変革が求められるなど、消費者の環境意識の更なる向上が期待されています。

こうした中、より良い消費行動を通して持続可能な社会の形成に参画することの理解と関心を深めるため、脱炭素や資源循環、環境保全をはじめ、社会への主体的な行動に向けた周知や啓発、各関係機関との協働等による事業をより一層推進します。

具体的施策

- 施策12 より良い消費行動の促進
- 施策13 環境負荷の低減に向けた基盤の整備

⑤基本施策Ⅴ 「消費者意見の反映と連携の強化」

市民に対する意識調査等の結果分析及び適格消費者団体[※]等との連携を強化することにより、消費生活に関する市民意見の把握に努め、消費者施策への適切な反映を図ります。

また、地域包括支援センターなどをはじめとする関係団体と連携した双方向の情報共有が行える『見守りネットワーク』体制の構築を図ります。

【※】適格消費者団体・・・消費者の利益を擁護するために、事業者に対して不当な行為への差止請求権を行使することのできる内閣総理大臣の認定を受けた消費者団体。

具体的施策

施策14 消費者意見の反映

施策15 消費者団体等との連携及び育成

施策16 事業者団体等との連携

(2) 推進体制

計画の実効性を確保するため、毎年度、各施策の進捗状況等をまとめ、市民、消費者団体代表、事業者団体代表、学識経験者等により構成される「相模原市消費生活審議会」に報告を行います。

第2章 消費生活をめぐる現状

1 令和5年度における消費者問題の傾向と国の取組

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症になったことで、行動規制が緩和されたことに伴い、イベントの開催や旅行者が増加した一方で、それに便乗したチケット転売のトラブル等が増加しました。

また、令和5年12月に独立行政法人国民生活センターが公表した「消費者問題に関する2023年の10大項目」は、次のとおりとなっています。

- ・新型コロナウイルス感染症が5類感染症に 旅行予約やチケット転売のトラブルが増加
- ・18歳・19歳の契約トラブル 「美」と「金」がキーワードに
- ・改正消費者契約法、改正特定商取引法が施行
- ・ステルスマーケティング 規制始まる
- ・ビッグモーター社の不正問題 中古車販売業界や損害保険業界のコンプライアンスに課題
- ・旧統一教会をめぐる問題 国が解散命令を請求
- ・訪問購入のトラブルが増加 8割近くが高齢者
- ・自転車のヘルメット着用 年齢を問わずすべての人の努力義務に
- ・子どもの誤飲事故防止のための玩具の新たな規制
- ・消費生活相談デジタル化・体制の再構築

2 相模原市における消費生活相談の現状

本市では令和3年4月1日より、市内3カ所（緑区・中央区・南区）にあった消費生活センターを1カ所（緑区）に集約（統合）し、消費生活相談員を集中配置すること等により相談体制を強化しました。

相模原市消費生活総合センターには、消費生活相談員を配置し、電話及び面談による消費生活相談を行っています。

このほか、消費生活センターを廃止した中央区及び南区については、オンラインで Webex を利用した非対面型の相談ができるよう、中央区及び南区の市民相談室へ端末機器の配備を行っています。

（1）相談場所と相談日時

消費生活総合センター（毎日（年末年始を除く））

所在地 緑区橋本6-2-1 シティ・プラザはしもと（イオン橋本店6階）

電話番号 042-775-1770

相談時間 午前9時～午後4時（第2・4金曜日は午後6時まで）

土日祝日は午前9時～正午、午後1時～午後4時

(2) 消費生活相談員人数（令和5年4月1日現在）

9名（うち1日あたり6～7名を交代で配置 ※土日祝は2名）

(3) 消費生活相談件数

①消費生活相談件数の推移

本市に寄せられた相談件数は、架空請求が社会問題となった平成16年度（12,449件）をピークに減少し、毎年度5,500件前後で推移していましたが、平成30年度には主にはがき等による架空請求に関する相談が多数寄せられたことにより、7,195件と再び増加となる状況でした。現在は年間6,000件弱で推移しておりますが、寄せられる相談は氷山の一角であると考えられるため、引き続き、消費者トラブルの未然防止・早期発見のために潜在的なトラブルを掘り起こし、相談に繋げることが課題となっています。

【消費生活相談件数の推移】

年度	苦情相談（件）	問合せ（件）	相談合計（件）	前年度比（%）
R元	5,915	550	6,465	89.9
R2	5,574	534	6,108	94.5
R3	5,108	574	5,682	93.0
R4	5,485	505	5,990	105.4
R5	5,486	391	5,877	98.1

②苦情相談内容の推移

令和元年度は、ダイエットやバスタップ、筋力増強等のための健康食品の定期購入に関する「他の健康食品」の相談件数が増加しました。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、インターネットを通じた通信販売による「他の健康食品」の相談件数が前年度より増加し、全体4位に伸びたほか、屋根の修理など住宅リフォームに関する「工事・建築」の相談件数が前年度より増加しました。

令和3年度は、トイレや排水管の詰まりなどに関する「修理サービス」の相談件数が増加しました。

令和4年度は、インターネットを通じた通信販売に関する相談の中で、主に定期購入に関するトラブルが目立ち、美容液やシワ改善クリーム等に関する「基礎化粧品」の相談件数が増加しました。

令和5年度は、屋根の修繕や給湯器の点検など、「工事・建築」に関する相談件数が再び増加したほか、旅行やイベント等のチケット転売トラブルが目立ちました。

【苦情相談内容の推移】

(()内は相談件数)

年度	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
R元 (5,915)	商品一般 (1,311)	デジタルコンテンツ (446)	工事・建築 (230)	不動産貸借 (219)	他の健康食品 (172)
R2 (5,574)	商品一般 (603)	デジタルコンテンツ (432)	工事・建築 (302)	他の健康食品 (269)	不動産貸借 (226)
R3 (5,108)	商品一般 (502)	不動産貸借 (251)	工事・建築 (235)	修理サービス (148)	役務・その他のサービス (115)
R4 (5,485)	商品一般 (459)	基礎化粧品 (250)	不動産貸借 (242)	工事・建築 (222)	エステティックサービス (196)
R5 (5,486)	商品一般 (487)	工事・建築 (297)	不動産貸借 (273)	役務・その他のサービス (247)	修理サービス (145)

- [商品一般] 身に覚えがない商品の請求はがきなどに関する相談
- [工事・建築] 住宅リフォームや建物の請負工事などに関する相談
- [不動産貸借] 敷金の返還や現状回復・退去時などに関する相談
- [役務・その他のサービス] パソコンのサポートや車のロードサービスなどに関する相談
- [修理サービス] 排水管のつまり解消や電気製品の修理などに関する相談
- [デジタルコンテンツ] 出会い系サイトなどインターネットを介した被害に関する相談
 ※インターネット上で提供される多種多様なサービス等の大幅な増加に対応するため、令和3年度より分類が見直され項目廃止となったが、依然として相談は寄せられており、「アダルト情報サイト」「オンラインゲーム」等といった相談内容に応じて、より細分化された項目に分類されることとなった
- [他の健康食品] サプリメント等による健康被害などに関する相談
- [基礎化粧品] 美容液やシワ改善クリームなどに関する相談
- [エステティックサービス] 脱毛エステなどの契約に関する相談

③苦情相談を寄せた契約当事者の年代別内訳

高齢者（60歳以上）の相談件数が多く、全体の約40パーセントを占める結果となっています。また、判断力や認知度の低下から、本人がトラブルに遭っている認識がなく、家族等から寄せられる相談が多いことも高齢者の相談の特徴の一つです。引き続き、周知・啓発に取り組むとともに、家族のみならず、近隣住民や福祉事業者、行政機関、民間事業者等による「見守り」の体制構築が必要です。

若者からの相談については、例年低い推移となっていますが、「恥ずかしくて相談できない」や「相談の場所・方法が分からない」といった声も聞かれるため、相談に繋がっていない事案が存在することが推測されます。各学校等との連携強化、PTA等を通じた保護者に対する消費生活出前講座の実施や若者に届きやすいツール等を使用した啓発の実施が必要です。

【苦情相談を寄せた契約当事者の年代別内訳】（単位：件、（ ）内は％）

年代	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
20歳未満	121(2.2)	139(2.5)	131(2.6)	153(2.8)
20歳代	556(10.1)	680(12.4)	571(11.2)	540(9.7)
30歳代	485(8.8)	502(9.2)	505(9.9)	581(10.4)
40歳代	658(12.0)	701(12.8)	633(12.4)	781(14.0)
50歳代	963(17.6)	929(16.9)	849(16.6)	933(16.7)
60歳代	749(13.7)	738(13.5)	653(12.8)	673(12.1)
70歳代	820(14.9)	745(13.6)	783(15.3)	910(16.3)
80歳以上	543(9.9)	460(8.4)	411(8.0)	437(7.8)
団体・不明	591(10.8)	591(10.7)	572(11.2)	566(10.2)
合計	5,486(100)	5,485(100)	5,108(100)	5,574(100)

（４）多重債務相談件数の推移

多重債務相談は、債務を負って生活が苦しいなど、自らの債務を整理することを希望する相談者に対して、神奈川県弁護士会（旧横浜弁護士会）及び神奈川県司法書士会の協力により、消費生活総合センターで週1回（木曜日）実施している専門相談（多重債務相談）です。改正貸金業法が完全施行となった平成22年度の407件をピークとして減少が続いておりましたが、令和5年度は増加となりました。

※1：PIO-NETシステムにおける多重債務に関するキーワードの分類原則が変更されたため、集計方法の見直しを行いました（R3）。

【多重債務相談の内訳】

年度	多重債務相談※1	専門相談※2		専門相談以外	苦情相談に対する割合
		弁護士相談	司法書士相談	他機関を紹介等※3	
R元	96件	39件	0件	57件	1.6%(96/5,915件)
R2	80件	12件	0件	68件	1.4%(80/5,574件)
R3	79件	29件	0件	50件	1.5%(79/5,108件)
R4	59件	20件	0件	39件	1.0%(59/5,485件)
R5	88件	33件	0件	55件	1.6%(88/5,486件)

※2：弁護士・司法書士相談件数は多重債務相談件数の内数。

※3：相談内容に応じて、法テラス、神奈川県弁護士会ほかを案内。

※平成22年6月18日に改正貸金業法が完全施行され、個人の借入総額を年収の3分の1までに制限する「総量規制」の導入、出資法の上限金利を29.2%から20%に引き下げ、「グレーゾーン金利」（利息制限法に定める上限金利は超えているが、出資法に定める上限金利には満たない金利。改正前の消費者金融の多くはこの範囲内で金利を設定していた。）の撤廃などが行われました。

第3章 令和5年度消費生活に関する施策の実施状況

1 主な取組状況と課題

≪基本施策Ⅰ 「消費者の安全の確保」≫

(別紙)実施状況一覧P18～P22より一部抜粋

【主な取組】

1 商品・サービスの安全性の確保

- 消費者庁及び国民生活センター等と随時情報交換を行い、商品及びサービスに関する危害情報・危険情報の収集を行うとともに、情報の内容に応じてホームページ等を通じて情報提供を行い、危害の未然防止・拡大防止に努めました。
- 理容所、美容所等の環境衛生営業施設に対し、法令に基づく監視指導を行い安全性の確保に努めました。
- プール施設において管理運営の徹底を図り、危険防止のための監視指導を実施しました。

2 食の安全性の確保

- 市内に流通する食品や市民から依頼のあった食品について、放射性物質検査を実施し、その結果についてホームページを通じて情報提供しました。
- 食品衛生関係施設への立入検査を実施し、法令に基づく衛生指導を行いました。
- 食品衛生責任者等への衛生講習会を開催し、食品等事業者による自主的な衛生管理の促進を図りました。
- 食の安全・安心に係るリスクコミュニケーションを推進するため、消費者団体、食品等事業者、学識経験者、市民で構成する「相模原市食の安全・安心懇話会」を開催し、情報提供及び意見交換を行いました。

3 住まいと居住環境の安全性の確保

- 建築物の耐震に関する相談を窓口及び電話等で受け付け、補助制度などを情報提供するとともに、専門家による巡回相談を行いました。
- シックハウス症候群や居住環境の不安に関する相談を受け付け、情報提供を行いました。
- 土砂災害ハザードマップ、洪水ハザードマップ、浸水（内水）ハザードマップを関係各課・機関の窓口で配布するとともに、ホームページにおいても情報提供を行いました。

4 消費者取引の適正化

- 神奈川県等との連絡会議により、不適正な取引行為を行う事業者の情報交換等を行いました。

5 表示の適正化

- 食品表示に関して関係各課に寄せられた相談事例の共有及び情報交換を行いました。
- 食品関連事業者等に対して栄養成分表示の表示方法や表示内容、食品の広告内容に関する指導を行いました。
- 食品表示法に基づく原産地、原材料等の品質事項について、事業者からの表示に関する相談に対応し、食品表示の適正化を図りました。

6 計量の適正化

- 計量法に基づき、取引や証明行為に使用される計量器について、定期検査を行いました。
- 計量器の適正な使用及び管理状況を確認するため、事業者への立入検査を行いました。
- 食肉類、魚介類、青果類、惣菜類を対象に、店頭で計量、包装されている商品についての量目検査を行いました。
- 神奈川県等と連携し、計量に係るポスターを公共施設に掲示するなど普及啓発を行いました。

【成果・評価】

消費者の身近な生活用品や食品を中心に、検査や指導を行うとともに、各課・機関との連携を図ったことにより、安全・安心の確保及び合理的な商品選択の機会の確保を行うことができました。

【課題】

消費者の安全・安心を確保するため、製品や食品の安全等に関わる法律や制度の情報について注視を継続し、市民に対して分かりやすい周知・啓発を行うとともに、事業者に対しては周知及び基準等の遵守の徹底を図る必要があります。

また、専門的な検査体制の充実を図り、効果的な検査を実施するとともに、社会情勢等に応じた検査内容の見直しを図る必要があります。

≪基本施策Ⅱ 「消費者被害の未然防止と救済体制の強化」≫

(別紙) 実施状況一覧 P23～P26より一部抜粋

【主な取組】

7 消費生活相談の充実

- 本市と包括連携協定を締結している生命保険会社3社と連携し、消費者被害防止を呼び掛ける啓発チラシを配布しました。
- 多重債務問題の早期解決を図るため、神奈川県弁護士会等の協力により、多重債務の専門相談を行いました。
- 消費生活相談員の相談対応力の向上のため、研修機会の充実を図りました。

8 消費者被害の未然防止と救済

- 成年後見制度の利用により、判断能力が十分でない方で身寄りがない場合等に、本人に代わって市長が審判申立ての手続きを行いました。
- 選任された市民後見人に対して活動支援を行いました。
- 日常生活において財産の保全又は管理が困難な障害者・高齢者等の権利を擁護し、在宅生活の安定を図るために社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業を支援しました。
- 相談件数が多い高齢者等の消費者被害の救済及び未然防止を図るため、地域包括支援センターなどの地域における多様な主体と連携を図り、見守りを呼びかけました。
- 本市と包括連携協定を締結している生命保険会社3社と連携し、消費者被害防止を呼び掛ける啓発チラシを配布しました。

【成果・評価】

消費者被害の救済体制の強化のため、消費生活相談員に積極的な研修参加を促し、相談対応力の向上を図りました。また、消費者被害防止を呼び掛ける啓発チラシを包括連携協定の締結先から配布いただくことで、消費者被害の救済体制を強化することができました。

成年後見制度の利用支援を行うとともに、地域における多様な主体と連携を図ることで、高齢者等の見守りを引き続き実施することができました。

【課題】

消費生活相談事業は時代と共に相談内容も多様化・複雑化しているため、日々、消費生活相談員の対応能力向上が必要です。

また、判断能力が不十分な高齢者等は悪質な事業者狙われやすい傾向にあるため、地域や事業者といった第三者が連携・協働した見守りを行い、引き続き着実に実施していく必要があります。

《基本施策Ⅲ 「消費者教育の推進と情報提供の充実」》

(別紙) 実施状況一覧 P27～P35より一部抜粋

【主な取組】

9 ライフステージ別の消費生活教育の推進

- 小学校の家庭科、中学校の家庭分野において、金銭の計画的な使い方やものの適切な購入の仕方などを学習しました。また、社会科では、お金や物の流通といった市場経済について仕組みを学習しました。
- 小・中学校において消費生活相談員による出前講座を実施しました。
- 小学校高学年の児童を対象に、「夏休み子ども消費者教室」を開催しました。
- 若年層に被害が多発している契約トラブルに関する注意喚起のチラシを市内の高校、大学、専門学校の学生窓口に配架しました。
- 大学が配信する「お知らせメール」等を通じて、啓発情報や消費生活相談窓口の周知を行いました。
- 市内大学、専門学校の学生担当者と懇談会を開催し、消費者被害の実態や市の消費者行政について、情報提供と意見交換を行いました。
- 公民館等における各種学級等の一講座として、消費者講座を実施しました。
- 生涯学習センター・国民生活センターが共催で研究機関等公開講座を実施しました。
- 消費者が自ら消費生活に関する知識を取得し、適切な行動に結びつける実践的な能力を身につける機会とする「消費者問題教養セミナー」を開催しました。
- 食に関する指導が充実するように、小・中学校食育担当者会を開催しました。
- 保育園において、ふるさとの生活技術指導士を講師とし、野菜を触ったり、匂いを楽しむなどの食育教室を開催しました。
- 持続可能な社会形成を目指すため、市オリジナルSDGsカードゲームを活用し、小・中学生向けに授業を行うなど、SDGsの周知・啓発を図りました。
- さがみはらSDGsパートナーが他の団体と連携して実施する、SDGsの課題解決や理解促進につながる事業に対し支援を行いました。

10 消費者教育の担い手の育成

- 学校における消費者教育の支援のため、学校に出向き出前講座を実施しました。

11 消費生活情報の提供・啓発

- 市の広報紙・ホームページを活用し、消費生活に関する情報を発信しました。
- 消費生活情報紙「すぱいす」を年4回発行し、市内公共施設や地域包括支援センター等に配架しました。

- メールマガジン及びLINE マガジンを活用して、トラブル事例の紹介及び注意喚起情報を配信しました。
- 新聞折込による啓発事業として、相談窓口の周知及び啓発情報の掲載を行いました。
- 消費者に、確かな知識や判断力を身につけ、情報を正しく理解し、適切な行動ができる自立した消費者となるためのきっかけの場として「みんなで考えよう消費生活展」を開催しました。
- 市民等の環境に係る関心を高め、環境の保全及び創造に係る活動を促進するため、地域で活動する市民、事業者、大学及び行政の協働による「さがみはら環境まつり」を開催しました。

【成果・評価】

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことに伴い、出前講座を希望する団体が増加したことで、小中学校に加え、高等学校や大学においても、ライフステージに応じた消費者教育を実践し、自ら判断し選択できる自立した消費者の育成となる取組を進めることができました。

【課題】

令和4年4月の改正民法による成年年齢の引き下げから、更なる若年層への周知・啓発が必要であるため、社会の状況にあわせて新たな啓発手法を検討するとともに、様々な既存の媒体を活用した啓発を実施していくことが必要です。

また、学校や地域におけるライフステージ別の消費者教育を推進していくために、教育機関や地域等との連携について、より一層の取組を進めることが必要です。

《基本施策Ⅳ 「環境に配慮した消費行動の促進」》

(別紙) 実施状況一覧 P36～P37より一部抜粋

【主な取組】

1.2 より良い消費行動の促進

- 4R推進運動として、小学校等への出前講座や中小事業者への個別訪問指導を実施しました。

※4R・・・ごみ減量のための、次の4つの行動の頭文字を合わせたもの。

- ・「Refuse」(リフューズ：発生抑制)・・・不要なものは買わない、使わない。
- ・「Reduce」(リデュース：排出抑制)・・・ごみを出さない。
- ・「Reuse」(リユース：再使用)・・・ものを繰り返し使う。
- ・「Recycle」(リサイクル：再生利用)・・・再び資源として使う。

1.3 環境負荷の低減に向けた基盤の整備

- 再生可能エネルギーの利用促進を図るため、住宅にスマートエネルギー設備(太陽光発電システム、定置式リチウムイオン蓄電池、V2H(ビークル・トゥ・ホーム))を設置した市民、又は住宅をZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)とした市民に対し奨励金を交付しました。
- 次世代クリーンエネルギー自動車の普及を促進するため、燃料電池自動車の購入者に対し奨励金を交付しました。
- 食品ロス削減月間に、(株)三和にご協力いただき、市内店舗での啓発ポスターの掲示を行いました。
- 学校給食で発生する食品残さを飼料化する取組を行いました。
- 家庭系ごみの更なる資源化に向け、有用金属リサイクルとして本庁舎等にリサイクルボックスを設置し、使用済小型家電を回収して認定事業者へ引き渡しました。

【成果・評価】

日常生活における環境負荷の低減を図るため、消費者や事業者への4Rや食品ロス削減等に関する普及啓発などを継続して実施することができました。

また、有用金属リサイクルの実施等、持続可能な社会の構築に向けた取組を行うことができました。

【課題】

市民の消費行動は、環境問題と密接に関わっていることから、ごみの減量をはじめとした環境負荷の低減及び省エネルギー等に配慮した暮らしへの転換を促す事業を今後も継続する必要があります。

これらの事業が活発になるには、市民の理解や参加していただくことが重要であり、そのための普及啓発活動を継続していくことが必要です。

《基本施策Ⅴ 「消費者意見の反映と連携の強化」》

(別紙) 実施状況一覧 P38~P40より一部抜粋

【主な取組】

1.4 消費者意見の反映

- 消費生活相談の相談内容を分析し、消費生活メールマガジンや地域情報紙等で、悪質商法に係る注意喚起を行いました。

1.5 消費者団体等との連携及び育成

- さがみはら消費者の会の定例会への参加を中心に、情報交換や情報提供を通じて、団体の支援に努めました。

1.6 事業者団体等との連携

- 相模原食品衛生協会が実施した「食中毒予防キャンペーン」に係る取組において、食中毒予防に関する啓発として経費の一部を支援しました。
- 相模原食品衛生協会が行う自主的な巡回活動を支援するため、当該協会が委嘱する食品衛生指導員に対し、衛生講習会を開催しました。
- 地域における食生活改善活動を推進するため、食生活改善推進員を養成する講座を開催しました。また、食生活改善推進団体わかな会に対し、必要な知識・技術を習得するための研修会等を行いました。
- 本市と包括連携協定を締結している生命保険会社3社と連携し、消費者被害防止を呼び掛ける啓発チラシを配布しました。
- 消費者が自ら消費生活に関する知識を取得し、適切な行動に結びつける実践的な能力を身につける機会とする「消費者問題教養セミナー」を開催しました。

【成果・評価】

国民生活センター等の発表情報や本市の消費生活相談の情報から、現在の消費者被害の傾向に合わせたメールマガジン・LINEマガジンを発信することができたほか、消費者団体や事業者団体等との連携をとって消費者行政施策の充実を図ることができました。

【課題】

日々変化する社会情勢や国の動向等を踏まえ、かつ、市民のニーズに合わせた事業や啓発活動を展開していく必要があります。

消費者団体及び事業者団体等との情報交換や事業の共催等について、今後さらに連携を進め、より一層効果的な事業を展開していくことが求められます。

2 事業実施状況

①消費生活基本計画の点検・評価について

消費生活に関する施策は広範な分野に及ぶものであり、第2次計画を着実に推進していくためには、これらの幅広い分野における取組を具体的に把握し、市が一体となって消費者行政についての意識を高めていく必要があります。

こうした点から、計画に記載された事業に対する各所管課・組織の実施状況を年度ごとに取りまとめるとともに、計画の効果的な推進を図るため点検し、評価を行うものです。

②令和5年度の事業実施結果について

第2次計画に掲載された具体的施策について推進する組織に対し、施策の対象となる事業の進捗及び達成状況を照会したところ、16項目の具体的施策に基づく96事業の報告がありました。

③各事業の評価方法について

(ア)「令和5年度進捗状況」

令和5年度の事業進捗状況について、次の6項目により評価しました。

評価	説明	令和5年度	令和4年度
実施済	計画していた事業をすべて実施した。	83	74
一部実施	計画していた事業のうち、一部を実施した。	4	9
実施不可	災害等により計画していた事業をすべて中止した。 ※令和2年度の調査から追加	1	3
制度利用なし	制度は用意されているが、利用実績がなかった。	4	8
検討中	令和5年度は未実施だが、実施に向けた準備・検討を行った。	2	3
未着手	計画していた事業が未着手である。	2	0

※「実施不可」及び「制度利用なし」については、次の「事業の成果」では評価を行いません。

※「検討中」については、実施していない場合においても、一定の成果が認められる場合は、次の「事業の成果」においてA～Cの評価をしています。

(イ)「事業の成果」

基本施策ごとに取り組む16項目の具体的施策について、施策担当課の視点に基づき、それぞれの事業の成果について評価しました。

評 価	説 明	令和5年度	令和4年度
A	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな取組を開始した。 ・計画していた事業をすべて実施し、実績値が目標を達成した。 ・実施した事業のアンケート結果が高評価だったなど、高い効果を得られた。 	76	68
B	<ul style="list-style-type: none"> ・計画していた事業をすべて実施したが、実績が目標値に届かなかった。 ・計画していた事業が一部未実施となったが、実施した事業は効果があったなど、一定の効果を得られた。 	12	15
C	<ul style="list-style-type: none"> ・計画していた事業が未着手だった。 ・計画していた事業を一部実施したが、事業のアンケート結果が低評価だったなど、あまり効果がなかった。 	0	0
—	実施不可、制度利用なし、検討中につき評価せず。	8	14

※「令和5年度進捗状況」において、「検討中」であり実施していない場合においても、一定の評価が認められる場合は、A～Cの評価をしています。

(ウ)「今後の進め方」

事業の成果を踏まえて、今後の取組における方向性を示しました。

評 価	説 明	令和5年度	令和4年度
継 続	継続または内容を充実させるなどして今後も推進する。	92	92
一部見直し	事業内容等を一部見直して継続する。	3	5
全部見直し	効果が低いため、廃止も含めて現在の事業を根本的に見直す。	1	0
完 了	事業を完了した。	0	0

3 実施状況一覧

基本施策Ⅰ 消費者の安全の確保

施策1 商品・サービスの安全性の確保

No.	主な取組	事業名	取組状況	R5年度 実施状況	R5年 度 成 果	R4年度 実施状況	R4年 度 成 果	今後の課題・ 取組等	今後の 進め方	推進した 組織
1	<p>消費者庁、独立行政法人国民生活センター、神奈川県及び各公的機関との連携により、商品及びサービスに関する危害情報・危険情報の収集及び公表を行い、危害の未然防止及び拡大防止を図ります。</p> <p>中央区弥栄にある国民生活センター相模原事務所の商品テスト施設について、国民生活センターと連携して周知を行います。</p>	<p>危害情報・危険情報の収集及び提供</p>	<p>○消費者庁及び国民生活センターから、商品及びサービスに関する危害情報・危険情報の収集を行い、情報の内容に応じてホームページの更新や関係課へ情報提供した。</p> <p>○神奈川県が主催する会議等に参加し、商品及びサービスに関する危害情報・危険情報の収集や情報交換をした。</p> <p>○国民生活センターの商品テスト施設について、令和5年8月に実施した「夏休み子ども消費者教室」のイベントで施設見学を実施した。</p> <p>○4月から1月まで、FMラジオ「エフエムさがみ」にて、高齢者の消費者被害の防止に係る見守り及び消費生活総合センターの窓口を案内した。</p> <p>○メールマガジンをを用いた情報発信を実施した(送信回数:56回)。</p>	実施済	A	実施済	A	<p>○多様化・複雑化する消費者トラブルについて、引き続き効果的な啓発の手法を検討する。</p> <p>○ホームページに掲載する情報は最新の状態に保つとともに、市民に分かりやすい掲載方法を検討する。</p> <p>○商品テスト施設の周知方法を検討する。</p>	継続	市民局
2	<p>旅館業、興行場、公衆浴場、理容所、美容所及びクリーニング所の環境衛生営業6業種について、施設等の衛生管理の徹底を図り、自主管理を促進します。</p> <p>また、スポーツクラブ等のプールや夏季に一般開放されている学校プール施設について管理運営の徹底を図り、危険防止を図るため、監視指導を実施します。</p>	<p>環境衛生営業施設等指導事業</p>	<p>○理容所、美容所等環境衛生営業6業種について施設等の衛生管理の徹底を図り、自主管理を促進した。</p> <p>○スポーツクラブ等のプール施設について管理運営の徹底を図り、危険防止を図るため、監視指導を実施した。</p> <p>・環境衛生営業施設監視指導件数:①理容所(83件)②美容所(191件)③クリーニング所(38件)④旅館(47件)⑤興行場(3件)⑥公衆浴場(53件)</p> <p>・プール施設監視指導件数:16件</p>	実施済	A	一部実施	B	<p>○今後も環境衛生営業施設等について、法令に基づく監視指導を実施し、利用する市民の健康と安全の確保に努める。</p>	継続	保健衛生部

施策2 食の安全性の確保

No.	主な取組	事業名	取組状況	R5年度 実施状況	R5年 度 成 果	R4年度 実施状況	R4年 度 成 果	今後の課題・ 取組等	今後の 進め方	推進した 組織
1	<p>厚生労働省、農林水産省、神奈川県及び各公的機関との連携を図り、製品の自主回収情報の収集・公表を行います。</p> <p>市内で食中毒が発生した際は、報道機関を通して情報提供を行います。</p>	<p>危害情報の収集及び提供</p>	<p>○厚生労働省、他自治体との連絡調整会議に参加し、情報を共有・収集した。</p> <p>○市内の食中毒発生件数:4件</p> <p>○食品等事業者が自ら着手した食品等の自主回収情報について、届出を受理した。</p> <p>・受理件数:17件</p>	実施済	A	実施済	A	<p>○今後も食の安全確保の観点から継続して実施していく。</p>	継続	保健衛生部
<p>食品中に含まれる放射性物質検査結果の公表</p>		<p>○市内に流通する食品の放射性物質検査を実施し、その結果をホームページを通じて情報提供を行った。</p> <p>・食品検査数:20件</p> <p>・違反食品数:0品目</p> <p>○厚生労働省、農林水産省又は各自治体が発している食品中の放射性物質の検査結果について、随時情報を収集した。</p>	実施済	A	実施済	A	<p>○今後も、食品の抜き取り検査の一貫として、市内に流通する加工食品の検査を継続して実施していく。</p>	継続	保健衛生部	
<p>市内農産物の放射性物質検査</p>		<p>○食の安全・安心の確保と風評被害の防止を図るため、市内産農畜産物の放射性物質検査を実施し、検査結果についてはホームページを通じて情報提供を行う。</p> <p>※令和2年度より、休止</p>	実施不可	—	実施不可	—	<p>本市の放射能対策が平常時体制に移行したことから、現在は検査を休止している。</p>	継続	環境経済局	

2	食品衛生関係施設の監視指導の徹底	食品関係営業施設等への立入検査や食品の抜き取り検査、監視指導を徹底するとともに、食品等事業者に対する食品衛生思想の普及啓発や自主的な衛生管理を促進します。	食品衛生関係施設の監視指導	○食品衛生関係施設への立入検査を実施し、食品衛生法関係法令に基づく衛生指導を実施した。 ・対象施設数:9,427件 ・立入検査数:3,190件	実施済	A	一部実施	B	○効果的な立入検査の実施に努める。 ○食品等事業者による自主的な衛生管理の促進を図る。	継続	保健衛生部
			市内に流通する食品の抜き取り検査及び衛生指導	○食品の検査及び違反食品等に対する指導等を行った。 ・食品検査数:395件 ・主な検査項目:①微生物②食品添加物③農薬④動物用医薬品 ・規格基準違反食品数:0品目 ・食品表示基準違反食品数:0品目 ○施設設備等の拭き取り検査を行い、衛生指導等を行った。 ・拭き取り検査数:140検体	実施済	A	実施済	A	○効果的な検査の実施に努める。 ○食品等事業者による自主的な衛生管理の促進を図る。	継続	保健衛生部
			事業者への食品衛生思想の普及啓発	○食品衛生責任者等への衛生講習会を開催した。講習会については、会場受講型に加え、インターネット視聴型でも実施した。また、インターネット環境がない者には動画を録画したDVDを貸し出した。 ①会場受講型 ・開催回数:37回 ・参加者数:996人 ②インターネット視聴型・DVDレンタル型 ・参加者数:1,876人	実施済	A	実施済	A	○今後もインターネットを活用した普及啓発を促進する。 ○食品等事業者による自主的な衛生管理の促進を図る。	継続	保健衛生部
3	全飲性料の水確の保安	飲料水の安全性を確認するため、市民からの依頼により、飲用井戸及び小規模水道等について水質検査を実施します。	市民からの依頼による飲料水の水質検査	○市民からの依頼による水質検査を実施した。 ・検査実施件数:70件	実施済	A	実施済	A	○対象者は限定されるものの、一定の効果があるため、今後も継続し実施していく。	継続	保健衛生部
4	食の安全・安心に係るリスクコミュニケーションの推進	食の安全・安心に係るリスクコミュニケーション(食品の安全の確保に関する情報及び意見の交換)を推進するため、消費者団体、食品等事業者、学識経験者及び市民で構成する「相模原市食の安全・安心懇話会」を開催し、情報提供及び意見交換を行います。	相模原市食の安全・安心懇話会	○食の安全・安心に係るリスクコミュニケーションを推進するため、消費者団体、食品等事業者、学識経験者、市民で構成する相模原市食の安全・安心懇話会を開催し、情報提供及び意見交換を実施した。 ・開催日:①令和5年7月7日(金)②令和5年12月7日(木) ・構成員:10人(令和5年11月末時点では、公募員1名欠員していたため9人) ・内容:①令和4年度監視指導計画に基づく実施結果について、令和5年度監視指導計画について、食中毒事件等について ②令和6年度相模原市食品衛生監視指導計画(案)の概要について、食中毒事件等について	実施済	A	実施済	A	○今後も引き続き、消費者や食品等事業者等の意見交換や情報提供を行い、有意義なリスクコミュニケーションの推進を図る。	継続	保健衛生部

施策3 住まいと居住環境の安全性の確保

No.	主な取組		事業名	取組状況	R5年度 実施状況	R5年度 成果	R4年度 実施状況	R4年度 成果	今後の課題・ 取組等	今後の 進め方	推進した 組織
1	建築物の耐震化の促進	地震時における建築物の安全に対する意識の向上を図り、災害に強い安全なまちづくりを推進するため、耐震化に関する相談を実施し、補助制度等の情報提供を行うとともに、補助制度の運用や普及啓発活動を行います。	既存建築物等総合防災対策事業	○職員による相談対応については窓口及び電話等で常時受け付け、補助制度等の情報を提供した。 ・相談件数:48件 ○市内の公民館等で専門家による巡回相談を実施した。 ・実施回数:16回(年間) ・相談件数:47件	実施済	A	実施済	A	○今後も住まいの安全に関する相談を実施すると共に耐震に関する普及啓発、情報提供を行い、市民の安全の確保に努める。	継続	まちづくり推進部
2	健康的な居住環境の確保	シックハウス症候群や居住環境への不安についての相談を受け付け、情報の提供を行います。また、大規模公共施設、大型店舗等の不特定多数の市民が利用する建築物について、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に基づく空気環境や水質の維持管理等を指導します。	住居及び特定建築物における衛生的環境の確保	○シックハウス症候群や居住環境への不安についての相談を受け付け、情報提供を行った。 ・相談件数(シックハウス):2件 ○特定建築物監視件数:2件	一部実施	B	一部実施	B	○今後もシックハウス症候群や居住環境への不安についての相談、情報提供を行う。また、必要に応じた室内空気環境の測定を行うとともに特定建築物の維持管理に関する監視指導を実施し、市民の健康と安全の確保に努める。	継続	保健衛生部
3	ハザードマップによる情報提供の推進	土砂災害のおそれがある箇所や洪水による浸水想定区域、降雨による住宅浸水被害等の想定区域を記載したハザードマップについて、市ホームページ等を通じた情報提供を行い、避難場所や避難行動の周知を図ります。	ハザードマップによる情報提供	○急傾斜地の崩壊に係る土砂災害特別警戒区域が追加指定されたことから、ホームページで情報提供を行った。 ○土砂災害や洪水、降雨による住宅浸水被害等の災害から避難等に役立ててもらうため、ハザードマップなどを活用し、避難場所や避難行動の周知を行った。	実施済	A	実施済	A	○急傾斜地の崩壊に係る土砂災害特別警戒区域の再調査により追加指定・解除される場合には、土砂災害ハザードマップを改訂する。 ○土砂災害や洪水、降雨による住宅浸水被害等の災害から避難等に役立ててもらうため、ハザードマップなどを活用し、避難場所や避難行動の周知に努める。	継続	危機管理局

施策4 消費者取引の適正化

No.	主な取組		事業名	取組状況	R5年度 実施状況	R5年度 成果	R4年度 実施状況	R4年度 成果	今後の課題・ 取組等	今後の 進め方	推進した 組織
1	指不導 導不適 正不適 正不正 取引事 業者に 対する	不適正な取引行為が疑われる事業者に対し調査を行い、不適正等の事実が確認された場合は消費生活条例に基づき、指導等の措置を行います。また、神奈川県との連絡会議において、不適正な取引行為を行う事業者の情報交換や、今後の指導に関する検討を行います。	不適正な取引事業者に対する調査及び指導	○神奈川県及び神奈川県警察本部、横浜市、川崎市との連絡会議(消費者被害拡大防止連絡会議)を持ち、不適正な取引行為を行う事業者の情報交換や、今後の指導について検討した。 開催回数:4回	実施済	A	実施済	A	○市内の消費者被害について、情報収集するとともに、消費生活条例に抵触する取引行為を確認した場合は、迅速な指導を図る。 ○県及び県警、県内政令市との情報交換を行い、合同指導等、効果的な指導について検討する。	継続	市民局
2	組消事 の費業 周生者 知活等 に係対 する 取る	事業者及び事業者団体に対し、消費生活条例に定められた責務の周知を図り、市民が安全で安心できる消費生活の確保に向けた措置を講じるよう求め、消費生活条例に則した取組を促進します。	事業者等に対する消費生活条例の周知	○消費生活条例について、ホームページに掲載した。	実施済	A	実施済	A	○条例の内容等について、効果的に周知する方法を引き続き検討する。	継続	市民局

施策5 表示の適正化

No.	主な取組	事業名	取組状況	R5年度 実施状況	R5年度 成果	R4年度 実施状況	R4年度 成果	今後の課題・ 取組等	今後の 進め方	推進した 組織
1	全家庭用品に基づく表示の製品保安	家庭用品品質表示法及び製品安全4法(消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律)に基づく立入検査を行い、安全性に係る適正表示の確保を図ります。	家庭用品品質表示法及び製品安全4法に基づく立入検査 ○製品安全に係る5つの法律に基づき、安全性の表示等について立入検査を実施した。 【検査品目数及び検査点数】 ・家庭用品品質表示法:30品目(7,318点) ・消費生活用製品安全法:3品目(219点) ・電気用品安全法:2品目(350点) ・ガス事業法:1品目(8点) ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律:2品目(33点)	実施済	A	実施済	A	○効果的な検査の実施に努める。	継続	市民局
2	消費者や事業者からの食品表示に関する相談、立入調査等の情報を関係各課で共有し、適切な指導や効果的な啓発について協議します。	食品表示に係る関係部署との情報交換	○消費者又は事業者からの相談事例について、庁内関係機関と随時情報共有、情報交換を行った。	実施済	A	実施済	A	○事業者が適正に表示できるよう連携するとともに、食品表示法違反事例に対処するため、今後も継続して情報共有を図っていく。	継続	市民局 保健衛生部 環境経済局
表イ示のアレルギー物質等の食品	食品等事業者への立入検査、抜き取り検査等の実施により、食品表示法(平成25年法律第70号)に基づくアレルギー物質等の適正表示を指導することで、飲食に起因する健康被害の発生防止を図ります。	食品衛生関係施設への食品表示に関する指導	○立入検査及び市内に流通する食品の抜き取り検査及び食品等事業者に対する講習会の実施等を通して適正表示の指導を実施した。 ・立入検査数:3,190件 ・食品等検査数:535件 ・講習会参加者数:3,559人	実施済	A	一部実施	B	○効果的な検査の実施に努める。 ○食品等事業者による自主的な衛生管理の促進を図る。	継続	保健衛生部
誇つて大の栄指告養導等成分表示に及び	消費者が栄養に関する情報を正しく得て食品を選択できるよう、事業者からの相談又は消費者からの通報に基づき、栄養成分表示の表示方法や表示内容、食品の広告内容に対する指導を行います。	栄養成分表示及び誇大広告等の禁止についての指導	○食品関連事業者等に対して、栄養成分表示の表示方法や表示内容、食品の広告内容に関する指導及び改善指導を実施した。 ・個別指導件数:16件	実施済	A	実施済	A	○関係課と連携して、適切な表示方法を周知し、指導していく。	継続	保健衛生部
工 栄養成分表示の普及啓発	生涯学習センターのまちかど講座や食生活改善推進団体との協力による講習会等の実施により、栄養成分表示の活用方法を普及することで、消費者が適切な食品選択を行い、健康づくりにつながることができるようにします。 また、保健機能食品(特定保健用食品・機能性表示食品等)についての情報提供を行います。	まちかど講座(栄養表示を活用しよう!!) 地域における栄養成分表示普及啓発事業	○市民に対して、加工食品に表示されているエネルギーや塩分などの栄養成分表示の読み方と、加工食品や外食メニューに表示されている栄養成分表示を活用した上手な食事の食べ方についての講話を行う。 ・実績:2件 ○公民館等で、クイズや展示、資料配布により栄養成分表示についての知識の普及啓発を図る。 ・実績:11件	実施済	A	制度利用なし	—	○原則的に加工食品で義務表示となった栄養成分表示について、市民へ適切な活用方法の普及啓発を行う。	継続	保健衛生部
				実施済	A	実施済	A	○市民が栄養成分表示を適切に活用していくことができるよう、イベントや公民館まつりなどの場で表示の見方について等の普及啓発を行う。	継続	保健衛生部

	規正表示の確保に一新の適	食品表示法に基づく原産地、原材料等の品質事項について、事業者からの表示に関する相談に対応し、また、不適正な表示について指導を行うことにより、消費者が合理的な食品選択ができるよう、食品表示の適正化を図ります。	品質事項に係る適正表示の啓発・指導	○食品表示法に基づく品質事項について、事業者からの原産国等表示のルールに関する相談への対応、不適正な表示にかかる指導及び立入調査を行った。	実施済	A	実施済	A	食品表示法に基づく品質事項について、事業者等からの表示に関する相談に対応し、食品表示の適正化を図る。	継続	環境経済局
3	健康づくり応援店の普及促進	栄養成分表示、ヘルシーメニューの提供、ヘルシーサービスの提供又は健康栄養情報の提供から1つ以上のサービスを実施する飲食店、惣菜店、コンビニエンスストア等を「健康づくり応援店」として登録し、消費者が外食等の際に自身の健康管理に配慮した食事ができるよう、栄養成分表示や栄養情報の提供等を支援します。	健康づくり応援店の普及促進	○市民が外食等の際に自身の健康管理に配慮した食事ができるよう、受動喫煙防止に配慮することを前提として飲食店等での栄養成分表示や、栄養に関する情報等の提供、食事に配慮した食事の提供、に取り組む飲食店を増やし食環境の整備を図った。 ・登録店舗数：74店舗	実施済	A	実施済	A	○事業者及び市民への事業周知の機会が減少している。新規登録店舗の増加のため、効果的な周知方法について検討をしていく。	継続	保健衛生部

施策6 計量の適正化

No.	主な取組	事業名	取組状況	R5年度実施状況	R5年度成果	R4年度実施状況	R4年度成果	今後の課題・取組等	今後の進め方	推進した組織	
1	示実特の施定推進に計進よ器適の定期検査表の	計量法に基づき、取引や証明行為に使用される計量器に対する定期検査を実施し、適正な計量表示を推進します。	特定計量器の定期検査	○計量法に基づき、取引行為に使用される計量器について、指定定期検査機関(神奈川県計量協会)への委託によるはかりの定期検査を実施した。 ・検査対象：非自動はかり(質量計)、分銅及びおもり ・検査台数：1,742台	実施済	A	実施済	A	○計量法に定められた2年に1回の検査を受検することにより、事業者が使用するはかりの精度が確保されると共に、消費者に対する適正計量の維持が図られている。	継続	市民局
2	事業者への啓発指導の推進	計量器を使用する事業者に対して立入検査を行い、計量器の使用状況や管理体制の確認及び啓発指導を行います。 また、店頭で販売されている食肉類、魚介類、青果類、惣菜類等を対象に、試買及び店頭での商品抜き取りによる量目検査を実施し、適正計量の確認と啓発指導を行います。	事業者への立入検査	○計量器の適正な使用及び管理状況について確認するため、事業者への立入検査を行った。 【検査件数及び台数】 ・質量計：6件(33個) ・LPガスメーター：2件(910個) ・タクシーメーター：2件(24個) ・燃料油(灯油)メーター：4件(36個)	実施済	A	実施済	A	○効果的な検査の実施に努める。	継続	市民局
			商品の量目検査	○食肉類、魚介類、青果類、惣菜類を対象に、店頭で計量、包装されている商品についての量目検査を実施した。 ・検査件数：6件 ・検査個数：①食肉類(100個)②魚介類(107個)③青果類(105個)④惣菜類(112個) ○神奈川県及び県下の計量特定市8市との共同により、特定の同一品目を定め、試買による量目検査を実施した。 ・対象品目：香辛料 ・検査個数：5種類(25個)	実施済	A	実施済	A	○効果的な検査の実施に努める。	継続	市民局
3	適正な計量管理の推進	適正な計量管理を推進するため、神奈川県及び県下の計量特定市と連携し、「正量取引強調月間」(年2回)及び「計量管理強調月間」(年1回)に、ポスター等による啓発や適正計量管理事業所に対する管理実態の立入調査等を実施します。 また、神奈川県計量協会等と連携し、計量思想の普及啓発を図る事業を実施します。	計量思想の普及・啓発	○神奈川県及び県下の計量特定市8市との共同により、計量に関する啓発活動を行った。 ○正量取引強調月間運動：商取引における計量の適正化と計量思想の啓発を図るため、ポスターを作成し配布した。 ・配布先：市内の公共施設及び製造事業者、小売事業者 ○計量管理強調月間運動：計量法に基づく適正な計量管理を促すため、「適正計量管理事業所」の指定を受けた事業所に対する啓発活動等を行った。 ○11月の計量管理強調月間に、啓発ポスター及び標語のステッカーを作成し配布した。	実施済	A	実施済	A	○製造及び流通業について適正計量の啓発を行い、計量に対する意識の向上を図っていく。 ○適正計量管理事業所については、良好な計量管理が行われているため、報告書の徴収と立入検査によって引き続き状況把握に努める。	継続	市民局

基本施策Ⅱ 消費者被害の未然防止と救済体制の強化
 施策7 消費生活相談の充実

No.	主な取組	事業名	取組状況	R5年度 実施状 況	R5年 度 成 果	R4年度 実施状 況	R4年 度 成 果	今後の課題・ 取組等	今後の 進め方	推進した 組織
1	消費生活相談の推進 市民から消費生活に関する相談や苦情を受け付け、解決のための助言やあっせんを行います。	消費生活相談事業	○市民から消費生活に関する相談や苦情を受け付け、解決のための助言やあっせんを行った。 ・相談場所 消費生活総合センター ・相談時間 9時～16時(第2、4金曜日は18時まで) 9時～正午、13時～16時 ※土・日・祝日も受付(12/28～1/3を除く) ・相談方法 電話、来所、オンライン(中央区及び南区市民相談室からのインターネット回線を通じたオンライン相談) ・相談件数 5,877件(苦情5,486件、問合せ391件)	実施済	A	実施済	A	○多様化・複雑化する相談に対応するため、更なる機能強化について検討する。	継続	市民局
2	消費生活センターの機能強化 相談窓口体制について、相談時間の拡充や出張相談の実施など、相談者の利便性向上を検討します。 また、関係各課・機関等と連携を図り、消費者の安全確保及び消費者教育の推進に向けた取組を実施します。 消費生活相談の状況を分析し、効果的な啓発活動や迅速な情報提供、消費生活学習事業の実施、事業者指導などを一体的に実施し、消費生活センターの機能強化を図ります。	町田市との相互相談	○平成12年に開催された首長懇談会により、平成13年度から町田市との相互相談(来所相談のみ)を開始した。 ・相模原市民が町田市へ相談:10件 ・町田市民が相模原市へ相談:5件 ○消費生活相談会議を開催し、情報交換を行った。 ・実施日:令和6年1月26日(金)	実施済	A	実施済	A	○今後も町田市と情報交換をしながら、相互相談を実施する。	継続	市民局
		消費生活センター強化事業	○南区市民相談室及び中央区市民相談室の2か所からオンライン面談が実施できる体制を整備した。 実績:0件	実施済	B	実施済	A	○相談者の利便性を考慮して、相談しやすい環境を検討する。	継続	市民局
3	消費生活センター及び相談事業の周知 消費者問題に関する相談窓口である消費生活センターについて、関係機関との連携や多様な媒体を活用し、市民周知を図ります。 また、消費者被害の未然防止・拡大防止の観点から、消費生活相談の状況を分析し啓発活動を実施します。	消費生活センター及び相談事業の周知	○関東甲信越ブロック高齢者被害防止キャンペーン等の時期に、公共施設にてパネルを掲出した。 ○各区ガイドマップ等、他課で作成された啓発冊子等に相談窓口の情報を掲載した。 ○5月から2月まで、「タウンニュース」に消費生活センターの相談窓口等の広告を掲載した。 ○メールマガジン、相模原市公式LINEを用いて警戒情報等の発信とともにセンターの業務を周知した。 ○高齢者の消費者被害の防止に係る見守り及び消費生活総合センターの窓口を案内する30秒の動画を庁舎内で放映した。 ○本市と包括連携協定を締結している生命保険会社3社と連携して、啓発チラシを店舗での配架や顧客宅を訪問する際に配布した。 ○4月から1月まで、FMラジオ「エフエムさがみ」にて、高齢者の消費者被害の防止に係る見守り及び消費生活総合センターの窓口を案内した。	実施済	A	実施済	A	○より多くの市民へ周知するため、効果的な啓発活動について検討する。	継続	市民局
4	多重債務相談の推進 多重債務問題の早期解決を図るため、神奈川県弁護士会及び神奈川県司法書士会と連携した多重債務の専門相談を実施します。	多重債務相談	○弁護士と司法書士による多重債務相談を実施した。 ・弁護士相談:33件 ・司法書士相談:0件 ○神奈川県、神奈川県弁護士会、神奈川県司法書士会、日本司法支援センター神奈川地方事務所の主催する多重債務者相談強化キャンペーンの一環として、多重債務者特別相談会を実施した。 ・実施日:令和5年11月24日(金)、11月30日(木)	実施済	A	実施済	A	○多重債務者の問題解決について効果が得られており、関係団体との協力により、今後も事業を継続していく。 ○司法書士による相談が近年ないため、周知等の対策を検討する。	継続	市民局

5	関係機関との連携による多重債務問題への早期対応	ギャンブル等依存症対策や自殺対策など、多重債務問題と関係が深い事業について、情報交換等を通して連携を図ります。	関係機関との連携による多重債務問題への早期対応	○多重債務者対策の一環として、庁内の「自殺総合対策に係る庁内会議」に参加し、情報交換等を行った。 ・実施日: 第一回:令和5年6月16日(金) 第二回:令和6年3月26日(火)	実施済	A	実施済	A	○各所管課との横断的な情報共有の仕組みづくりをさらに進めるとともに、消費生活相談員と情報を共有して有事の際に迅速な対応がとれる体制を維持する。	継続	市民局 地域包括ケア推進部
6	消費生活相談員の人材育成	新たな消費者問題や高度な消費生活相談に対応していくため、消費生活相談員に対する専門的な研修機会を充実させるなど、消費生活相談員の資質の向上を図ります。	消費生活相談員支援事業	○国民生活センターや県等が主催する研修に消費生活相談員を派遣した。 ・国民生活センター 10回(延11人) ・県 17回(延73人) ・その他 2回(延3人)	実施済	A	実施済	A	○今度も相談対応を充実させるため、研修参加の機会を確保する。	継続	市民局

施策8 消費者被害の未然防止と救済

No.	主な取組	事業名	取組状況	R5年度 実施状況	R5年度 成果	R4年度 実施状況	R4年度 成果	今後の課題・ 取組等	今後の 進め方	推進した 組織
1	成年後見制度の利用支援の推進	成年後見制度利用支援事業	○成年後見制度において、判断能力が十分でない方で身寄りがいない場合等に、市長が本人に代わって審判申立ての手続きを行った。 ・申立件数:48件(高齢者)、10件(障害者) ○申立費用や後見人等に対する報酬の負担能力がない方に、その助成を行った。 ・助成件数:145件(高齢者)、55件(障害者)	実施済	A	実施済	A	○成年後見制度の利用者は今後も増加すること見込まれるため、引き続き事業を実施していく。	継続	地域包括ケア推進部
		市民後見人養成・支援事業	○認知症等により成年後見制度の利用が必要となる高齢者等の増加に対応するため、同じ市民としての目線や立場で活動ができる市民後見人の養成研修を一部実施した。 ○市民後見人受任者等に対して、支援を行った。 ・市民後見人養成研修修了者数:9人(R6.3.末) ・フォローアップ研修:3回	実施済	A	一部実施	B	○成年後見制度の利用者が増加する一方で、成年後見人等の担い手不足が深刻化している。市民後見人の養成を行うことで担い手不足の解消を図るとともに、家庭裁判所から選任された市民後見人や市民後見人候補者の支援を実施していく。	一部見直し	地域包括ケア推進部
		さがみはら成年後見・あんしんセンターにおける事業	○日常生活において財産の保全又は管理が困難な障害者・高齢者等の権利を擁護し在宅生活の安定を図るため日常生活自立支援事業を実施した。 ・福祉サービス利用援助・日常的金銭管理サービス(利用人数:173人(R6.3末)) ・書類等預かりサービス(利用人数:18人(R6.3末)) ・権利擁護相談(相談件数:R5延べ7,958件) ○後見人等として、被後見人等の財産管理や身上保護等の法定後見業務を行う法人後見事業を実施した。 ・法人後見事業(受任件数:24件(R6.3.末))	実施済	A	実施済	A	○判断能力が十分でない障害者や高齢者に対して、日常的な金銭管理や契約の締結などを支援することは権利擁護の観点から重要であるため、今後も継続して実施していく。	継続	地域包括ケア推進部

2	高齢者に対する見守りの推進	地域包括支援センターや民生委員・児童委員、自治会、老人クラブ、事業者団体などの地域における多様な主体と連携を図り、各種事業を通して高齢者に対する消費者被害の未然防止及び早期発見と救済を図ります。	高齢者に対する見守り体制の推進	○連絡会議等を通じて、地域包括支援センターで契約トラブルに関する見守りを呼び掛けるとともに、高齢者に対する消費者被害防止のための見守りに関する啓発チラシを配布した。 ○本市包括連携協定先である生命保険会社3社と連携して、啓発チラシを店舗での配架や顧客宅を訪問する際に配布した。 ○5月から2月まで、「タウンニュース」に消費生活センターの相談窓口等の広告を掲載した。 ○4月から1月まで、FMラジオ「エフエムさがみ」にて、高齢者の消費者被害の防止に係る見守り及び消費生活総合センターの窓口を案内した。	実施済	B	実施済	A	○今後とも消費生活推進会議等で情報提供や意見交換を行うと共に、民生委員や老人クラブ、地域包括支援センター、介護保険事業所などとの連携について検討する。	継続	市民局 地域包括ケア推進部
		地域包括支援センターにおける普及啓発事業	○地域包括支援センターが作成している高齢者地域情報誌に、消費者被害に関することや消費生活総合センターなどの相談先を記載し、配布した。	一部実施	B	一部実施	B	○今後も、さまざまな機会をとらえ、情報共有や注意喚起を行っていく。	継続	地域包括ケア推進部	
3	障害者等に対する見守りの推進	民生委員・児童委員、自治会、事業者団体などの地域における多様な主体と連携を図り、各種事業を通して障害者等に対する消費者被害の未然防止及び早期発見と救済を図ります。	障害者等に対する見守り体制の推進	○5月から2月にかけて、市内全域で新聞に折り込まれる「タウンニュース」に見守りに関する広告を掲載した。 ○本市包括連携協定先である生命保険会社3社と連携して、啓発チラシを店舗での配架や顧客宅を訪問する際に配布した。 ○4月から1月まで、FMラジオ「エフエムさがみ」にて、高齢者の消費者被害の防止に係る見守り及び消費生活総合センターの窓口を案内した。	一部実施	B	実施済	A	○障害者の支援団体や養護学校等に出前講座の利用を呼び掛けていく。	継続	市民局 地域包括ケア推進部
4	規事業者団体等と連携した見守りの推進（新）	地域に密着した事業者団体等と連携し、消費者被害の未然防止及び早期発見と救済を目的とした高齢者、障害者等の見守りを推進します。	事業者団体等と連携した見守りの推進	○本市包括連携協定先である生命保険会社3社と連携して、啓発チラシを店舗での配架や顧客宅を訪問する際に配布した。 ○連絡会議等を通じて、地域包括支援センターで契約トラブルに関する見守りを呼び掛けるとともに、高齢者に対する消費者被害防止のための見守りに関する啓発チラシを配布した。	実施済	B	一部実施	B	○事業者団体等との連携について、効果的な方法を検討する。	継続	市民局
5	携県内自治体との連携	神奈川県や県内市町村の消費生活相談担当者や相談事例を共有し、消費生活相談の解決に向けた情報交換や相談処理手法の研究を行います。	県内自治体との情報交換	○県主催の消費生活相談担当者会議において、相談事例の共有、情報交換を行った。 開催回数：8回（5月、6月、7月、9月、10月、11月、1月、2月）	実施済	A	実施済	A	○今後も継続して情報交換等を実施する。	継続	市民局
6	被害救済部会の運営	相模原市消費生活審議会※における被害救済部会を通して、解決が困難な消費生活相談に対してあっせん又は調停を行います。 付託案件がない場合は、消費生活相談の分析及び検討を行います。	被害救済部会の運営	○消費生活審議会の設置に伴い、平成22年度から被害救済部会を設置しているが、これまで対象となる事案はなかった。 消費者トラブルが多様化している昨今において、今後も事案が発生しないとは限らないため、事案発生時を想定し事例研究及び運用方法等の見直しを、令和5年度から開始した。	検討中	A	制度利用なし	—	○被害救済部会によるあっせんを行う場合は、公益性や被害拡大の防止といった観点も考慮されるため、対象となる事例についての研究を行う。	継続	市民局

7	消費者被害救済貸付金制度の運用	消費者被害に遭った人が訴訟を行う際に、所定の要件に該当し、かつ、訴訟費用に困窮する場合は訴訟費用の一部について貸付を行います。	消費者被害救済貸付金制度の実施	○相模原市消費生活条例の施行に伴い、平成22年度から貸付制度を実施している。 ・貸付予算額:10,000円(年1件程度想定) ・実績:0件 ※制度の開始以来、貸付の実例なし。	制度利用なし	—	制度利用なし	—	○貸付の決定については、公益性や被害拡大の防止といった観点も考慮されるため、対象となる事例についての研究を行う。	継続	市民局
8	消費者団体訴訟への支援	事業者の不当な勧誘行為や契約条項の差止めを求めため、適格消費者団体※等から申し出を受けた場合は、必要と認められる範囲で情報を提供します。	消費者団体訴訟への支援	○消費者団体訴訟に必要な情報等の照会について、適格消費者団体からの申出により対応する。 ・実績:0件 ※これまで対象となる申出はなし。	制度利用なし	—	制度利用なし	—	○適格消費者団体及びこれらによる訴訟については、将来に向けて件数が増加していくと見込まれるため、引き続き協力体制を維持する。	継続	市民局
9	警察との連携の推進	主に高齢者を狙った悪質商法や特殊詐欺などの被害が増加していることから、情報共有や啓発事業を通して警察と連携した消費者被害防止対策を検討します。	警察との連携	○県警本部及び市内4署と調整して会議を開催し、相談事例や近況報告を行い情報を共有した。 ・日時:令和5年12月4日(月) ・会場:橋本公民館 コミュニティ室	実施済	A	実施済	A	加害者の手口も複雑化・巧妙化しており、警察との情報共有や連携の必要性が増していることから、継続して実施する。	継続	市民局

基本施策Ⅲ 消費者教育の推進と情報提供の充実
 施策9 ライフステージ別の消費者教育の推進

No.	主な取組	事業名	取組状況	R5年度 実施状 況	R5年 度 成 果	R4年度 実施状 況	R4年 度 成 果	今後の課題・ 取組等	今後の 進め方	推進した 組織
1	小中学生に対する消費者教育の推進	小・中学校における消費者教育の実施	○小学校の家庭科、中学校の家庭科では、領域「C 消費生活・環境」において、金銭の計画的な使い方やもの適切な購入の仕方などの授業を実施した。 ○社会科では、身近な消費活動からはじまり、お金やものの流通や価格の決まりかたといった市場経済を学び、しくみを理解した。	実施済	A	実施済	A	○児童生徒が主体的に生きる消費者に育つための授業研究の取組を発信する必要がある。	継続	学校教育部
		小中学生向けの消費生活事業の実施	○小・中学校において消費生活相談員による出前講座を実施した。 ・実施回数 8回(4校) ○小学校高学年の児童を対象に、「夏休み子ども消費者教室」を開催した。 ・日時: 令和5年8月7日(月) 午後0時50分～午後5時 ・参加人数: 12名 (3年生: 1名 5年生: 7名 6年生: 4名) ・内容: ①棒はかりを作ってみよう! ②食で学ぼう! お金の使い方 ③商品テスト施設見学	実施済	A	実施済	A	○出前講座の実施校を増加させるための周知方法を検討する。 ○小学生の高学年～中学生は、お小遣いを主体的に使い始めるなど、消費者として基礎的な知識を学ぶ重要な時期だと認識しているため、引き続き周知に取り組む。	継続	市民局
2	推進高等学校・専門学校・大学における消費者教育の	高等学校・専門学校・大学における消費者教育の実施及び消費者トラブルに関する情報提供	○若年層に被害が多発している契約トラブルに関する注意喚起のチラシを市内の高校、大学、専門学校の学生窓口に配架した。(33校) ○高校・専門学校等において消費生活相談員による出前講座を実施した。 ・実施回数 7回(4校) ○大学が配信する「お知らせメール」を通じて、啓発情報や消費生活相談窓口の周知を行った。 ・依頼校 10校(青山学院大学、麻布大学、和泉短期大学、医療ビジネス観光福祉専門学校、桜美林大学、北里大学、相模女子大学、相模原看護専門学校、女子美術大学、東京家政学院大学)	実施済	A	実施済	A	○パンフレット等配布資料の作成による注意喚起だけでなく、消費生活相談員による出前講座の実施等により、消費者教育の機会の増加に努める必要がある。 ○対象者が利用するSNS等の媒体を分析し、効果的な情報提供について検討する。	継続	市民局
3	の大学等との連携	大学及び専門学校の学生担当者や消費生活センター職員及び消費生活相談員による懇談会を実施し、若年者の消費者被害の実態を情報提供し、周知・啓発に関する意見交換等を行います。	○市内大学、専門学校等の学生担当者と消費生活センター職員による懇談会を実施し、消費者被害の実態や市の消費者行政についての情報提供と意見交換を行った。 ・日時: 令和6年2月22日(木) ・会場: 橋本公民館 コミュニティ室 ・参加大学: 相模女子大学、青山学院大学、女子美術大学、桜美林大学、北里大学、和泉短期大学、麻布大学、東京家政学院大学、相模原看護専門学校、相模原調理師専門学校、医療ビジネス観光福祉専門学校、神奈川経済専門学校、神奈川柔整鍼灸専門学校	実施済	A	実施済	A	○より多くの大学等に参加していたり、開催日程の調整に配慮すると共に、各大学等への消費者啓発等についても依頼していく必要がある。	継続	市民局
4	育新の社会人等への消費者教育	新社会人等を対象として、悪質商法についての情報提供を行うとともに、グローバル経済社会における消費者の役割の自覚を促し、自立した消費者を育成する消費者教育を実施します。	○事業所からの依頼により、新人社員等に対する契約トラブルの啓発講座を実施する。 ・実績: 0件	制度利用なし	—	制度利用なし	—	○利用実績がなかったことから、市内事業者に対して契約トラブルの発生状況や出前講座に関する情報提供に努める。	継続	市民局

5	<p>成年向け消費者講座の推進</p>	<p>生涯学習センター、公民館等で実施する各種のプログラムにおいて、消費者問題、悪質商法、食の問題等、消費生活に関する多様な講座を実施します。</p>	<p>公民館における各種学級等</p> <p>公民館等における各種学級等の一講座として、消費者講座を実施した。</p> <p>【継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○橋本公民館 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者学級「③詐欺にあわないために最近の手口と特徴」 開催日：令和5年10月11日(水) 参加者数：26名 ○田名公民館 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者学級「⑧振り込み詐欺被害防止マジック」 開催日：令和5年12月15日(金) 参加者数：50名 ○大野南公民館 <ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心な暮らし講座 開催日：令和5年6月2日(金) 参加者数：12名 <p>【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○上溝公民館 <ul style="list-style-type: none"> ・生活講座 「私は大丈夫！は"ワナ"への入り口」 開催日：令和5年5月25日(木) 参加者数：11名 ・高齢者学級(なごみ学級) 悪質商法等の実例紹介と対策について 開催日：令和5年10月17日(火) 参加者数：35名 ○新磯公民館 <ul style="list-style-type: none"> ・れんげ楽級(高齢者学級)「⑤私たちはだまされない！～被害を被る実態を知るとともに防犯の心構えを学ぶ！～」 開催日：令和5年10月12日(木) 参加者数：37名 ○星が丘公民館 <ul style="list-style-type: none"> ・ミニ成人学級 ①エネルギーについて考えよう！ 開催日：令和5年4月22日(土) 参加者数：16名 ②コーヒーを通して、世界の環境を学ぶ 開催日：令和5年5月27日(土) 参加者数：15名 ③社会見学(日本フードエコロジー他) 開催日：令和5年6月2日(金) 参加者数：18名 ○中央公民館 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者学級「⑤◆教養を深める(あなたを狙う悪質商法)」 開催日：令和5年10月5日(木) 参加者数：29名 ○相武台公民館 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者学級「②大切な財産を守る防犯講座」 開催日：令和5年9月21日(木) 参加者数：33名 ○光が丘公民館 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者学級「②自転車の交通ルール、望遠鏡で太陽を見る、振込め詐欺への対応と脳トレマジック」 開催日：令和5年10月12日(木) 参加者数：21名 ○大沼公民館 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者学級 「安全・安心な暮らし～詐欺に遭わないために～」 開催日：令和5年9月14日(木) 参加者数：21名 ○大野台公民館 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者学級(こもれび学級)「⑧防犯講座・交通安全講座」 開催日：令和5年7月19日(水) 参加者数：48名 ○城山公民館 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者学級「②もうだまされないS TOP詐欺」 開催日：令和5年9月28日(木) 参加者数：27名 ○相模湖公民館 <ul style="list-style-type: none"> ・防犯講座 開催日：令和5年10月25日(水) 参加者数：16名 	実施済	B	実施済	B	<p>○市民の学習ニーズに対応した内容で、今後も消費生活に関する各種学級・講座等を開催していく。</p>	継続	生涯学習部
---	---------------------	---	--	-----	---	-----	---	--	----	-------

			研究機関等公開講座「国民生活センターコース」	生涯学習センターが国民生活センターと共催し、研究機関等公開講座を実施した。 ・「自転車や子供が遊ぶ乗用玩具などの使用時の注意点」 開催日:令和5年10月22日(日) 参加者数:23名	実施済	A	実施済	B	○市民の学習ニーズに対応した内容で、今後も消費生活に関する講座等を開催していく。	継続	生涯学習部
			まちかど講座	消費生活に関するまちかど講座を実施した。 ・あなたを狙う悪徳商法～こんな商法にご用心高齢者編～ 参加者数:48名(全4件) ・わかっているようで、わからない「健康食品」～ほんとに効果があるの?～ 参加者数:13名(全1件)	実施済	A	制度利用なし	—	○まちかど講座以外にも、国民生活センターとの共催講座を継続して開催できるよう、引き続き調整していく。	継続	生涯学習部
6	地域における消費者教育の充実	地域における消費者教育の推進のために、地域団体が開催する「消費生活講座」に消費生活相談員を派遣し出前講座を行います。	消費生活出前講座	○地域団体が開催する「消費生活講座」に消費生活相談員を講師として派遣した。 ・派遣回数:29回 ・参加者数:643人(総計) ・講座内容:「あなたを狙う悪質商法」等 ※学校で生徒に向けて実施した講座は除く	実施済	A	実施済	A	○公民館の高齢者学級や地区老人会との連携により、高齢者を中心に啓発活動を実施する。また、見守りの視点で高齢者等に接する機会が多い事業者に対するPRに努め、従事する職員等への講座も実施する。 ○若年層への消費者教育について、教員が集まる部会などを通じて情報提供を行い、講座の実施につなげる。また、PTA等を通じて保護者向けの講座を実施する。	継続	市民局
7	消費生活学習事業の推進	市の主催、共催等による市民向けの消費生活学習事業を行います。	消費生活学習事業	○夏休み子ども消費者教室 ・講座名:「棒はかりを作ってみよう!」、「食で学ぼう!お金の使い方」、「商品テスト施設見学」 ・開催日:令和5年8月7日(月) ・参加者:12人(ほか保護者8名) ○みんなの消費生活展 ・開催日:令和5年10月21日(土) ・会場:小田急線相模大野駅相模大野ステーションスクエアエントランス前アトリウム広場 ・来場者:約520人	実施済	A	実施済	A	○講座の内容等に市民の要望を反映させながら、今後も実用的な消費生活講座を開催する。	継続	市民局
8	広域連携による消費者教育の推進	本市周辺にある大学や国民生活センター、消費者団体等の関係機関との協働により、市域を超えた広域連携による消費者教育事業を行います。	広域連携による消費者教育の実施	○市内大学等の学生担当者と行政が集い、消費者被害の実態や消費者行政などについて意見交換をする懇談会を開催した。 ・日時:令和6年2月22日(木) ・会場:橋本公民館 コミュニティ室	実施済	A	実施済	A	○今後、近隣自治体や独立行政法人国民生活センターとのタイアップにより、効果的に消費者教育を実施していくと共に、市内外へ、本市の消費者教育への取組を発信していく必要がある。	継続	市民局
9	食育の推進	農業関係者や、食生活改善推進団体等との連携により、収穫体験や地場産物の視点を含んだ食育講座や野菜の普及啓発を実施し、食の選び方や食事のとり方等についての知識の普及を図ります。	地域における食育講座	食生活改善推進団体わかな会に委託し実施した。 ○親子食育講座(13地区373人) ○食文化・郷土料理講習会(12回265人)	実施済	A	実施済	A	○安全に講座を運営するため、実施方法を検討する必要がある。	継続	保健衛生部

		<p>栄養教諭を中核とした食育の推進</p> <p>○食育担当者会・ネットワークグループ協議会 ・開催日 第1回:令和5年6月9日(オンライン) 第2回:令和5年11月10日(オンライン) ・内容 第1回 ①第3次相模原市食育推進計画について (健康増進課) ②相模原市の学校給食について (学校給食課) ③食に関する指導の推進について (学校教育課) ④ネットワークグループ協議 第2回 ①栄養教諭プロジェクト会議作成の食育教材及び活用例について ②栄養教諭による食育個別支援実施例について ③情報提供(健康増進課、学校給食課) ④ネットワークグループ協議 ○食育推進プロジェクト会議 ・開催日 第1回:令和5年4月25日 第2回:令和5年5月30日 第3回:令和5年7月4日 第4回:令和5年10月5日 第5回:令和5年12月5日 第6回:令和6年2月1日 ・内容 ①食育推進のための情報共有、協議 ②食育コンテンツ作成</p>	実施済	A	実施済	A	○食に関する指導が更に充実するよう、ネットワークグループの活用や栄養教諭が作成した教材の活用について引き続き周知していく。	継続	学校教育部
		<p>ふるさとの生活技術指導士による食育事業</p> <p>○保育所等において、ふるさとの生活技術指導士、食育ソムリエを講師とし、野菜の話や収穫したての野菜を触ったり匂いを楽しむなどの感覚を活用した食育教室を実施した。 ・対象:主に3~5歳児 ・実施園数:公立保育所等11園</p>	実施済	A	一部実施	B	○実施後、保育所等での調理や給食に入っている野菜への興味、喫食量が向上している。次年度も引き続き、本物の野菜を見て実際に触れる体験を行う。また当日使用した野菜の展示、事業の様子の掲示を通して保護者への食育を行う。	継続	こども若者未来局 環境経済局

10	食品衛生思想の普及啓発	関係団体等と連携して食中毒予防に係る啓発を実施し、被害の発生及び拡大防止を図ります。	食品衛生思想の普及啓発	○路線バス車内に食中毒予防に係るモニター広告を掲載した。 ・実施期間：令和5年11月～令和6年1月 ・内容：ノロウイルスによる食中毒予防 ○要望に応じて消費者を対象とした食品衛生講習会を開催し、食中毒予防等の正しい情報の提供と知識の普及啓発を図った。 ・開催回数：23回 ・参加者数：687人 ○家庭でできる食中毒予防のポイントについて、広報さがみはら、ホームページ、ラジオ(FMさがみ)等を用いて啓発した。	実施済	A	実施済	A	○効果的な普及啓発ツールとして、今後も継続して実施していく。	継続	保健衛生部
11	食品ロス削減に係る普及啓発	まだ食べられるのに捨てられる食品(食品ロス)の削減に向け、適正量の購入、食材の使いきりなど消費者に対する普及啓発を推進します。	食品ロス削減の啓発	○市役所本庁舎食堂への普及啓発ポップ設置 ○リメイクレシピリーフレットの配布 ○食品ロス削減講演会(オンラインで実施) ○フードドライブ活動の実施(757kg) ○フードドライブマップの配布	一部実施	B	実施済	B	○啓発キャンペーンについて効果等を見直した結果、一部実施を取りやめた。 引き続き食品ロスを出さない消費生活への転換を促すため、イベントでの物品配布や各種講座の実施を行うことにより、認知度を高め、行動へ結びつけていく。	一部見直し	環境経済局
12	環境教育(エコライフ)の促進	消費者が環境にやさしい生活(エコライフ)について考える機会を提供し、環境負荷の低減、省エネルギー等に配慮した暮らしへの転換を促進します。	環境教育(エコライフ)の促進	○市民等の環境に係る関心を高め、環境の保全及び創造に係る活動を促進するため、地域で活動する市民、事業者、大学及び行政の協働による「さがみはら環境まつり」を開催した。 【第19回】 ・開催日：令和5年6月25日 ・会場：Bono 相模大野 ユニコムプラザさがみはら他	実施済	A	実施済	A	○市民の消費行動は、環境問題と密接につながっていることから、環境負荷の低減、省エネルギー等に配慮した暮らしへの転換を考える場としても今後も継続して開催できるよう配慮する。	継続	環境経済局
13	持続可能な社会形成に関する周知・啓発【新規】	SDGs(持続可能な開発目標)やエンカル(倫理的)消費など、持続可能な社会形成に向けた理念や必要性、具体的行動事例などについて、周知・啓発を行います。	持続可能な社会形成に関する周知・啓発	○生涯学習センターのまちかど講座など、市民向けにSDGs講座を開催した。 ○市オリジナルSDGsカードゲームを活用し、持続可能な社会形成について小中学生向け授業を実施した。 OSDGsに積極的に取り組んでいる企業や団体などを登録する「さがみはらSDGsパートナー制度」や「さがみはらSDGsプラットフォーム」を運営し、持続可能な社会の達成や地域課題の解決に向けた取組を推進した。 (令和6年3月末時点登録団体数：1,037団体) OSDGs特設サイト・SNSによりSDGsの普及啓発や情報発信を行った。 ○さがみはらSDGsパートナーが他の団体等と連携し、SDGsの達成や地域課題の解決に向けて先進的に取り組む事業や、相模原市をフィールドに体験や見学等を通じてSDGsについて理解を深める事業に対し助成を行った。 OSDGsパートナーによるブース出展、マッチングなどを行うとともに、市民等へのSDGsの普及啓発を目的とした「SAGAMIHARA SDGs EXP O」を開催し、延べ 2,500人が来場した。	実施済	A	実施済	A	○今後も普及啓発活動を継続して行うとともに、市民の具体的な行動変容に向けた取組を強化していく。	継続	市長公室
14	発計量思想の普及・啓発	日々の生活に密接に関わっている計量について、神奈川県及び県下の計量特定市と連携した啓発ポスターの配布のほか、神奈川県計量協会等と連携し、イベント等において普及啓発活動を行います。	計量思想の普及・啓発【再掲】								

15	規 一 他 消 費 生 活 に 関 連 す る 教 育 の 推 進 （ 新	金融、経済、国際理解等、消費者教育の範囲は多岐にわたるため、専門団体等の提供する学習プログラムを積極的に活用し、消費生活講座の多様化と充実を図るとともに、それぞれのプログラムにおける利点を研究し、消費者教育及び啓発に役立てます。	その他消費生活に関連する教育の推進	○市民を対象に、消費生活に関する講座を通じて、消費者が自ら消費生活に関する知識を取得し、適切な行動に結びつける実践的な能力を身につける機会とする「消費者問題教養セミナー」を開催した。 【日時】 令和6年2月3、10、17日 午前9時30分～午前11時00分 【内容】 ＜第1回＞消費者トラブルを知ろう ＜第2回＞「お金」を学ぼう！投資と運用と消費者トラブル ＜第3回＞悪質業者（騙す側）はなにを考えているのか？～騙す側を知って、騙されない思考を身に付ける～ 参加人数：延べ30人（10人×3日間）	実施済	A	実施済	A	○市民に消費生活に関する普及啓発を行えるよう、引き続き多様な団体との連携について検討し、内容の充実を図る。	継続	市民局
----	---	--	-------------------	--	-----	---	-----	---	---	----	-----

施策10 消費者教育の担い手の育成

No.	主な取組	事業名	取組状況	R5年度 実施状 況	R5年 度 成 果	R4年度 実施状 況	R4年 度 成 果	今後の課題・ 取組等	今後の 進め方	推進した 組織
1	担学校 い 手 育 成 （ 新 規 ） 消 費 者 教 育 の	教職員を対象とした消費者教育に係る国民生活センター等が作成した研修プログラム等を活用し、教職員の指導力向上を図ります。	学校における消費者教育の担い手育成 ○小・中学校教育研究会において、若者に多い消費者トラブルの周知・啓発のため、消費生活相談員を講師として派遣した。 開催回数：3回 参加者：63名	実施済	A	制度利用なし	—	○教職員が出席する教育研究会に出席するなど、消費者教育の大切さを伝える機会を探索する。	継続	市民局 学校教育部
2	進家庭 （ 新 規 ） の 消 費 者 教 育 の 推	おこづかいの使い方やゲーム等の利用のルール決めなど、家庭が消費者教育の主体となる場面は多いため、保護者が消費生活に関する知識を習得する機会を提供し、家庭での消費者教育を推進します。	家庭での消費者教育の推進 ○OPTA等において出前講座を実施し、消費生活に関する基本的知識を習得する機会を提供して、家庭での消費者教育を推進する。	制度利用なし	—	制度利用なし	—	○学校で行われる保護者会等の機会に出前講座を活用してもらうよう呼び掛けていく。	継続	市民局
3	担地 手 育 成 （ 新 規 ） 消 費 者 教 育 の	地域における多様な主体と連携し、消費者教育を受けた人自身が、消費者教育の担い手となって周囲の人に伝える仕組みを検討し、横断的な展開を図ります。	地域における消費者教育の担い手育成 ○消費生活の出前講座を受講した人が、新たに消費生活サポーターになり、その地域の消費者教育の担い手となって周囲の人に啓発を行う仕組みを検討する。	検討中	—	検討中	—	○自主的に活動してもらうため、講座内容や仕組みづくりについて検討する。	継続	市民局
4	援学 校 に お け る 消 費 者 教 育 の 支	学校における消費者教育の実施に当たり、消費生活相談員の派遣やパンフレット・DVD等の教材の提供など、消費者教育の推進に向けた支援を行います。	学校における消費者教育の支援 ○学校に向き、出前講座を実施した。 申請団体：藤野中学校、和泉短期大学、自然学園高等学校、麻溝小学校、医療ビジネス観光福祉専門学校、中央小学校、上満南小学校、相模原看護専門学校 参加人数：851人	実施済	A	実施済	A	○学校行事の都合上、同じような時期に依頼が来やすいため、調整作業が必要になる。 ○受講者側である生徒に興味を持ってもらう必要がある。	継続	市民局
5	ネ多 ト様 機担 能い 手 の 強 化 （ 新 規 ） コ ー デ ィ	消費者教育は多様な人材が担い手となることから、消費生活センターへの消費者教育コーディネーター※の配置などにより、的確な人材と地域や学校現場等をつなぎ、各ライフステージに応じた消費者教育のコーディネーター機能を強化することで、さらなる消費者教育を推進します。	消費者教育コーディネーターの配置 ○配置している消費者教育コーディネーターにより、消費者教育事業をさらに強化するため、各ライフステージに応じた出前講座に消費生活相談員を派遣した。 若者向講座（※）：16回 参加人数：721人 保護者向講座：3回 参加人数：204人 高齢者向講座：21回 参加人数：480人 見守者向講座：3回 参加人数：59人 障害者向講座：1回 参加人数：30人 （※）小学生～新社会人・成人含む	実施済	A	検討中	—	○どのようにして効果的な活動を行っていくか。	継続	市民局

施策11 消費生活情報の提供・啓発

No.	主な取組	事業名	取組状況	R5年度 実施状況	R5年度 成果	R4年度 実施状況	R4年度 成果	今後の課題・ 取組等	今後の 進め方	推進した 組織
1	市の広報紙・ホームページにおける消費生活情報の提供	市の広報紙・ホームページを活用した消費生活情報の発信	<p>○市ホームページ内の「消費生活」のページについて、随時掲載情報を更新した。</p> <p>○市広報紙にて、消費生活に関する情報を掲載し、周知した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5月1日号 消費者トラブルは一人で悩まず相談を（消費者月間） ・7月1日号 夏休み子ども消費者教室の案内 ・9月1日号 高齢者悪質商法被害防止キャンペーンの案内 ・10月15日号 みんなで考えよう消費生活展開催の案内 ・11月15日号 多重債務相談窓口の案内 ・12月15日号 消費者問題教養セミナー開催の案内 ・1月1日号 若者悪質商法被害防止キャンペーンの案内及び消費生活相談員募集の案内 	実施済	A	実施済	A	○情報の更新を適宜行うと共に、今後も見やすさの向上に努めていく。 ○年1回の特集記事掲載の申請を継続しながら、消費生活情報の記事掲載回数を増やすよう努める。	継続	市長公室 市民局
2	消費生活情報紙「すばいす」の作成及び配布	消費生活情報紙「すばいす」の作成及び配布	<p>○消費生活情報を配信する機関紙「すばいす」を、年4回発行した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式：二つ折フルカラー4ページ ・発行部数：各2,500部（計10,000部） ・配布先：消費者団体、市内公共施設及び公共機関、地域包括支援センター等 	実施済	A	実施済	A	○「すばいす」の認知度を高めるため、街頭キャンペーン等様々な機会を捉え配布を行い啓発に努める。 また、市民に対する消費生活に関する情報提供紙として、掲載内容の充実にも努めるとともに、より効果的な配布先についても検討する。	継続	市民局
3	メールマガジン等を利用した周知・啓発	メールマガジン等を利用した周知・啓発	<p>○メールマガジン及びLINEマガジンを活用し、消費者被害防止に係る注意喚起情報等を発信した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配信数 56回 ・登録者数 メールマガジン：317人 LINEマガジン：5,292人 	実施済	A	実施済	A	○マガジンの周知・啓発を拡充し、登録者数の増加に努める。 ○高齢者でも容易に登録できるような登録方法を検討する。	継続	市民局
4	関係機関等と連携した周知・啓発	高齢者トラブル事例等の情報提供及び見守り実施の呼びかけ	<p>○民生委員・児童委員協議会、老人クラブ連合会、地域包括支援センター、社会福祉協議会など、各団体の会議に出席し、トラブル事例の紹介や出前講座の案内を行った。</p> <p>○読売新聞橋本中央店及び淵野辺中央センターの新聞契約世帯に配布している「じもとの事件簿」において、相談窓口の周知や啓発情報の掲載（月1回）を行った。</p> <p>配布数：中央区 29,100部（9店舗） 緑区 2,710部（1店舗）</p>	実施済	A	実施済	A	○引き続き周知啓発を行える媒体について検討する。	継続	市民局

5	イベントの実施を通じた周知・啓発	「みんなの消費生活展」、「農業まつり」、「さがみはら環境まつり」等の市民が積極的に参加できるイベントを通して幅広い対象へ啓発を行います。	みんなの消費生活展	○消費者に、確かな知識や判断力を身につけ、情報を正しく理解し、適切な行動ができる自立した消費者となるためのきっかけの場として「第55回みんなで考えよう消費生活展」を開催した。 ・開催日:令和5年10月21日(土) ・場 所:小田急線相模大野駅 相模大野ステーションスクエアエントランス前アトリウム広場 ・参加人数:約520人	実施済	A	実施済	A	○消費者団体や大学、企業等との連携の場としても機能しており、今後も取組を継続できるように検討する。	継続	市民局
			相模原市農業まつり	相模原市農業まつりの「集中行事」については、「魅力とうるおいのある都市農業をめざして」をテーマに、4年ぶりに開催した。 また、「農畜産物共進会」について立毛・生産物・坪掘り・畜産物で全22回実施した。	実施済	A	実施済	B	○市内農産物の普及啓発と都市農業の推進のため、今後も取組を継続できるように検討する。	継続	環境経済局
			食育イベント	○農業まつり(食文化普及啓発:豆つかみ体験) 参加人数:120人	実施済	A	実施不可	—	○幅広い市民へ食育の推進を行うため、イベントの実施方法やSNS活用の検討が必要である。	継続	保健衛生部
			さがみはら環境まつり	○市民等の環境に係る関心を高め、環境の保全及び創造に係る活動を促進するため、地域で活動する市民、事業者、大学及び行政の協働による「さがみはら環境まつり」を開催した。 【第19回】 ・開催日:令和5年6月25日 ・会場:Bono 相模大野 ユニコムプラザさがみはら他	実施済	A	実施済	A	○市民の消費行動は、環境問題と密接につながっていることから、環境負荷の低減、省エネルギー等に配慮した暮らしへの転換を考える場としても今後も継続して開催できるように配慮する。	継続	環境経済局
6	啓街頭キャンペーンによる消費者	消費者問題や悪質商法に関する啓発のため、街頭で啓発チラシ等の配布を行うキャンペーンを実施します。	消費者被害防止啓発キャンペーン	実施無し	未着手	—	実施不可	—	○市民に対する消費者問題や悪質商法等への啓発する機会として、関係機関等と連携しながら、今後の実施方法等について検討する。	全部見直し	市民局

基本施策Ⅳ 環境に配慮した消費行動の促進
 施策12 より良い消費行動の促進

No.	主な取組	事業名	取組状況	R5年度 実施状 況	R5年 度 成 果	R4年度 実施状 況	R4年 度 成 果	今後の課題・ 取組等	今後の 進め方	推進した 組織
1	掲 エ コ ラ イ フ の 促 進 （ 再 ）	消費者が環境にやさしい生活(エコライフ)について考える機会を提供し、環境負荷の低減、省エネルギー等に配慮した暮らしへの転換を促進します。	環境教育(エコライフ)の促進【再掲】							
2	4 R に 関 す る 情 報 発 信	多くの市民が4R(発生抑制・排出抑制・再利用・再生利用)に関する理解を深め、日常生活でごみの減量化・資源化に取り組んでいくために、様々な機会を捉えて4Rの大切さを発信します。	循環型社会普及啓発事業及び事業系ごみ適正排出推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ○ごみ・資源出張相談会:2回(45人) ○出前講座:98回(8,051人) ○ごみ・資源集積場所排出指導等:5回(130人) ○中小事業者への個別訪問指導(3,575者) 	実施済	A	実施済	A	○資源循環型社会の形成に向けて、4R推進に対する市民意識の醸成を図るため、情報提供や啓発活動を行うとともに、ごみの減量化・資源化を行う市民等を支援する。また、事業者に対しては、啓発用冊子を配布し、事業系ごみの適正排出等の促進を行う。	継続	環境経済局
3	普 食 品 ロ ス 削 減 に 係 る	まだ食べられるのに捨てられる食品、いわゆる食品ロスの削減に向け、適正量の購入、食材の使いきりなど消費者に対する普及啓発を推進します。	食品ロス削減の啓発【再掲】							

施策13 環境負荷の低減に向けた基盤の整備

No.	主な取組	事業名	取組状況	R5年度 実施状 況	R5年 度 成 果	R4年度 実施状 況	R4年 度 成 果	今後の課題・ 取組等	今後の 進め方	推進した 組織
1	設 住 宅 用 ス マ ー ト エ ネ ル ギ ー	住宅用スマートエネルギー設備導入促進事業	○住宅に再生可能エネルギー利用設備等を設置した市民に奨励金を交付した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ZEHコース:39件 ・自家消費コース(太陽光発電、リチウムイオン蓄電池、V2H):459件 	実施済	A	実施済	A	○導入コストの低減など市場の動向を見ながら補助メニューの見直しを行い、今後も支援を実施していく予定。	継続	環境経済局
2	車 次 代 ク リ ン エ ネ ル ー 自 動	次世代クリーンエネルギー自動車等普及促進事業	○燃料電池自動車の購入者に対し購入奨励金を交付した。 <ul style="list-style-type: none"> ・交付件数:3件 	実施済	A	実施済	A	○令和6年度も引き続き市場の動向を見ながら、支援を継続して実施していく予定。	継続	環境経済局
3	進 食 品 ロ ス の 削 減 （ 事 業 者 ） の 促	事業者への食品ロス削減の啓発	○食品衛生法に基づく新規許可取得事業者への食品ロス啓発冊子の配布 <ul style="list-style-type: none"> ○食品衛生責任者講習会にて、新規受講者含む飲食店を対象に周知・啓発活動を行った。 ○食品ロス削減月間に、㈱三和へ啓発ポスター等の掲示協力依頼や、市役所内での動画や庁内放送等による啓発を行った。 ○中小事業者訪問を行う際に、飲食店に対して食品ロスの案内(リーフレットの配布)を行った。 	実施済	A	実施済	A	○食品ロスを出さない消費生活への転換を促すため、講習会での啓発活動等を行うことにより、認知度を高めていく。	継続	環境経済局

4	給食の食残さの推進のサイクル	市学校給食センター及び市立小学校から給食残さ※を回収し、飼料化する取組を実施します。	給食残さのリサイクル	新磯小学校、大沢小学校、大野小学校、淵野辺小学校、谷口台小学校、中央小学校、清新小学校、相武台小学校、大沼小学校、桜台小学校、上鶴間小学校、橋本小学校、作の口小学校、大野北小学校、鶴園小学校、富士見小学校、小山小学校、上溝学校給食センターにて年間47.41tを回収し、リサイクルした。	実施済	A	実施済	A	○回収校の拡充について検討する。	継続	教育局
5	過剰包装、レジ袋等の削減の促進	事業者に対して、過剰な包装を行わないよう求めるとともに、マイバッグやマイボトルの利用促進を図ります。	過剰包装やレジ袋等の削減	○相模原市レジ袋削減協力店事業を継続し、レジ袋の削減に取り組む店舗とその取組内容について市ホームページに掲載した。 令和5年度末時点の全登録数：76店舗	実施済	B	実施済	B	○令和2年7月のレジ袋有料化を踏まえ、「相模原市レジ袋削減協力店」制度の見直しを実施し、令和6年度以降は廃止することとした。 ○マイボトルの普及に向け、ウォーターサーバーの導入やSDGsパートナーを含めた市内企業等との連携を検討する。	一部見直し	環境経済局
6	（新規）ごみの資源化の拡大	家庭系ごみの更なる資源化に向け、新たなリサイクルシステムの構築に向けた取組を進めるとともに、使用済小型家電に含まれる有用金属のリサイクルについても、さらに拡大を図ります。	ごみの資源化の拡大	○有用金属リサイクルのため、使用済小型家電を回収し認定事業者へ引き渡した。 令和5年度回収実績 110t(対前年度比6%減)	実施済	B	実施済	B	○引き続き使用済小型家電を回収する。	継続	環境経済局

基本施策Ⅴ 消費者意見の反映と連携の強化
 施策14 消費者意見の反映

No.	主な取組	事業名	取組状況	R5年度 実施状 況	R5年 度 成 果	R4年度 実施状 況	R4年 度 成 果	今後の課題・ 取組等		推進した 組織
1	策消 費 へ の 反 映 相 談 の 分 析 と 施 策	日々寄せられる消費生活相談の内容を分析して注意喚起や啓発を行うほか、必要に応じて新たな事業を検討するなど施策に反映させます。	消費生活相談の分析と施策への反映 ○消費生活相談の内容を分析し、消費生活メール(LINE)マガジンや地域情報紙などで注意喚起した。	実施済	A	実施済	A	○今後も消費生活相談の内容を分析し、最新の情報を提供できるよう努める。	継続	市民局
2	と市 民 に 対 し て の 反 映 相 談 の 分 析 と 施 策	市民を対象に、必要に応じて消費生活に関する調査を実施し、消費生活に関する現状を把握するほか、調査結果を踏まえて施策を展開します。	市民に対する意識調査の実施 ○相模原市総合計画の進行管理のための市民アンケートにおいて、「契約トラブルにあった際の相談窓口の認知」について調査を実施した。「相談窓口を知らない」が約6割を超える結果となった。	実施済	B	実施済	A	○調査結果を踏まえ、計画の見直しに係る検証を実施する。 ○今後も消費生活に関する市民意識の把握のため、適切な時期に調査を実施する。	継続	市民局
3	ハ事 業 ア ン ケ ー ト の 実 施 と 施 策	消費生活に関する講座やイベント等の事業において、参加者に対するアンケート調査を実施し、事業の内容及び施策に反映させます。	講座等参加者に対するアンケートの実施 ○市民向けの出前講座や消費生活展の来場者に対し、アンケート調査を実施した。	実施済	A	実施済	A	○各種事業に対する参加者から寄せられた意見の分析を行い、今後の事業の推進に反映する。	継続	市民局

施策15 消費者団体等との連携及び育成

No.	主な取組	事業名	取組状況	R5年度 実施状 況	R5年 度 成 果	R4年度 実施状 況	R4年 度 成 果	今後の課題・ 取組等	今後の 進め方	推進した 組織
1	及消 費 者 支 援 団 体 と の 連 携	本市における消費者団体である「さがみはら消費者の会」に対し、事業の共催・後援や消費生活情報の提供等の連携及び活動場所の提供等の支援を行います。	さがみはら消費者の会との連携及び育成 ○月1回の打合せ会を中心に、情報交換や事業共催等の活動協力の検討を通じて、団体の支援に努めた。	実施済	A	実施済	A	○団体の自主性を尊重しつつ、引き続き情報共有や活動支援を行う。	継続	市民局
2	携生 活 協 同 組 合 と の 連 携	市内の生活協同組合及び相模原市生活協同組合運営協議会が実施する消費生活に関する啓発事業等について、連携を検討するとともに、後援等の支援を行います。	生活協同組合等との連携 ○消費者教育や啓発の趣旨に沿って、消費者団体等が主催する事業に対し後援の許可を行う。 ・後援件数：1件	実施済	A	実施済	A	○団体との協力体制を維持しつつ、今後も情報共有やイベントを通じて活動支援を行う。	継続	市民局

施策16 事業者団体等との連携

No.	施策	内容	事業名	取組状況	R5年度 実施状況	R5年度 成果	R4年度 実施状況	R4年度 成果	今後の課題・ 取組等	今後の 進め方	推進した 組織
1	事業者の推進団体等（新規）の連携による	事業者団体等が実施している取組を活用し、連携した事業を実施します。 また、事業者団体等が行っている消費者市民社会の形成に係る先進的な取組事例等を紹介して、消費者の意識の醸成を図るとともに、意見交換の機会を設けることで、消費者と事業者の情報格差の縮小を図ります。	事業者団体等と連携した講座等の開催	○生活協同組合ユーコープ等との共催事業等を実施する。	未着手	—	検討中	—	○連携団体及び事業等の見直しを行う。	継続	市民局
2	掲げられた見守り団体の推進（再）	地域に密着した事業者団体等と連携し、消費者被害の未然防止及び早期発見と救済を目的とした高齢者、障害者等の見守りを推進します。									市民局
3	相模原食品衛生協会との連携	市内の食品等事業者により、食品衛生の向上を目的として設立された相模原食品衛生協会が実施する食品衛生思想の普及・啓発事業への支援・連携を図ります。	食中毒予防キャンペーン	○市民に対する食中毒予防に関する啓発を目的として、相模原食品衛生協会が8月と11月に実施した食中毒予防キャンペーンに係る経費の一部を助成した。 ①食中毒予防キャンペーン(令和5年8月1日～31日) ・スーパーや会員店舗でのパンフレット等の配布(55か所2,020枚) ②ノロウイルス食中毒予防キャンペーン ・スーパーにおける街頭キャンペーン(令和5年11月9日) パンフレット等の配布(2か所580枚) 「食中毒予防クイズ」、アンケートの実施(160名) ・会員店舗でのパンフレット等の配布(36か所1,360枚)(令和5年11月1日～30日)	実施済	A	一部実施	B	○新しい生活様式に対応した実施方法を検討し、今後も団体と協働による食中毒予防の周知啓発を行い、市民の健康被害の防止に努める。	継続	保健衛生部
			食品衛生指導員活動支援	○相模原食品衛生協会が行う自主的な巡回活動を支援するため、当該協会が委嘱する食品衛生指導員に対し、衛生講習会を開催した。 ・開催回数:2回 ・参加人数:87人 ・内容:HACCPに沿った衛生管理の定着と振り返り、良くある指摘事項、施設巡回時のチェックポイント	実施済	A	実施済	A	○効果的な自主巡回活動の支援に努める。 ○食品衛生指導員の資質向上に向け取り組む。	継続	保健衛生部
4	包括連携協定による相互連携	本市と市内事業者との包括連携協定に基づき、買物環境の整備や大規模災害発生時の食料品・日用品の支援物資調達等様々な分野での連携を実施します。	救援物資供給に関する取組及びその他買物環境の整備に関する取組	○「災害時における救援物資の受入れ及び配送等並びに救援物資受入れ拠点の設置等に関する協定」を日本GLP(株)、佐川急便(株)との三者協定を令和3年11月に、日本GLP(株)、西濃運輸(株)と同三者協定令和4年2月に締結し、令和5年10月に神奈川県を含めた「5者合同救援物資配送訓練」を実施した。 ○令和5年6月に(株)アイリスプラザユニディカンパニーと「災害時等における物資の供給に関する協定書」、令和6年2月に(一社)ジャパン・レンタル・アソシエーションと「災害時におけるレンタル資機材等の供給に関する協定書」、コーナン商事(株)と「災害時における物資の供給に関する協定書」を新たに締結した。	実施済	A	実施済	A	○引き続き民間企業と協定に基づく連携を推進する。	継続	環境経済局

5	食の安全・安心に係るリスクコミュニケーションの推進【再掲】	食の安全・安心に係るリスクコミュニケーション(食品の安全の確保に関する情報及び意見の交換)を推進するため、消費者団体、食品等事業者、学識経験者及び市民で構成する「相模原市食の安全・安心懇話会」を開催し、情報提供及び意見交換を行います。									
6	警察との連携の推進【再掲】	主に高齢者を狙った悪質商法や特殊詐欺などの被害が増加していることから、情報共有や啓発事業を通して警察と連携した消費者被害防止対策を検討します。									
7	広域連携による消費者教育の推進【再掲】	本市周辺にある大学や国民生活センター、消費者団体等の関係機関との協働により、市域を超えた広域連携による消費者教育事業を行います。									
8	食に関する団体との連携の推進	農業関係者や、食生活改善推進団体等との連携により、収穫体験や地場産物の視点を含んだ食育講座や野菜の普及啓発を実施し、食の選び方や食事のとり方等についての知識の普及を図ります。 また、食生活改善推進団体の会員の育成・支援を行います。	食生活改善推進員の育成・支援	○栄養改善の普及・推進を図るため、地域における食生活改善の推進者として食生活改善推進員を養成するための講座を開催した。また、相模原市食生活改善推進団体わかな会に対し、必要な知識・技術を習得するための研修会等を実施した。 ・養成講座実施回数:9回 ・養成講座受講者数:31人 ・食生活改善推進団体わかな会会員数:197人	実施済	A	実施済	A	○食生活改善推進団体の会員数が減少してきている。新規会員を増加させるための養成講座の周知及び組み立ての検討や会員への研修会の内容の検討をしている。	継続	保健衛生部
			ふるさとの生活技術指導士による食育事業【再掲】								
9	関係機関との連携の推進【再掲】	警察や自治会など関係機関・団体が使用している周知・啓発媒体を活用して、消費生活に係る情報の発信を行います。									